

金融庁 平成 24 年度委託調査

**「教育資金を通じた世代間資産移転
促進制度に関する調査研究」
報告書**

2013 年 1 月 31 日

株式会社野村資本市場研究所

【目次】

．はじめに	2
．米国	4
1．高等教育段階の家計向け支援制度の変遷	
2．教育のための税制優遇制度	
3．529 プランとは	
4．529 プランの仕組み	
5．529 プランのメリットとデメリット	
6．529 プランの利用者像と普及の背景	
7．529 プランの種類とプログラムの事例	
．カナダ	23
1．RESP とは	
2．RESP の仕組み	
3．RESP の提供業者と RESP の事例	
．英国	31
1．ジュニア ISA とは	
2．ジュニア ISA の仕組み	
3．チャイルド・トラスト・ファンド	
4．ジュニア ISA の事例	
．フランス	37
1．高等教育に係る費用	
2．高等教育 / 職業訓練に係る税制優遇制度	
．ドイツ	39
1．高等教育に係る費用	
2．高等教育 / 職業訓練に係る税制優遇制度	
．終わりに	41

「教育資金を通じた世代間資産移転促進制度に関する調査研究」報告書

株式会社野村資本市場研究所

宮本 佐知子

はじめに

本稿の目的は、教育資金を目的とする世代間での資産移転を促進する制度について、米国、カナダ、英国、フランス、ドイツを調査することである。

はじめに、これらの国において、家計が直面している教育費の現状を、OECD 統計で比較する。図表 1 は、学校教育費の公私負担割合である。初等・中等教育段階では、公財政が費用の大半を負担しているため私費負担が 8.8%と低く、国別に比べても負担割合に大差はない。これに対し高等教育段階では、私費負担が 30.0%と高くなり、国別に比べても負担割合は差が大きくなる。例えば、日本では私費負担が 64.7%と、OECD 加盟国平均値の倍以上となっている。日本と同様に私費負担が高いのは、英国や米国であるが、英国では従来、大学授業料が実質的に無償であったのだが、1998 年から授業料を徴収し始め、2006 年の大学授業料制度改革により私費負担割合が急増したという経緯がある。私費負担割合は、改革前の 2005 年には 33.1%であったが、今や 70.4%にまで上昇した。一方、フランスとドイツでは、私費負担割合は低くなっている。

次に、図表 2 で高等教育の授業料を比較すると、米国が公立校と私立校共に、主要国の中で最も高くなっている。米国では私立校が中心であるが、平均授業料は日本の 3 倍以上に相当する。図表 1 に示した学校教育費の私費負担割合も、最新統計でこそ英国が上回っているが、米国は長期にわたり日本同様に高かった。このような背景もあり、米国では、家計の教育費負担を軽減させるための施策が多様であることも特徴となっている。

本稿の構成は次の通りである。まず 2 章で米国を取り上げ、高等教育資金に係る税制優遇制度の概要を説明し、中でも教育資金形成・移転のために近年広く利用されている制度である「529 プラン」について詳しく紹介する。このような、家計の教育資金作りに対して国や地方政府が(税制上の優遇措置や給付金の付与等により)支援するというスキームは、米国に限られるわけではなく、OECD (2009)によれば 9 か国で導入され、子どもの教育のみならず社会人の高等教育や職業訓練にも利用されている。カナダや英国でも同様のスキームが導入されていることから、本稿第 3 章ではカナダの RESP について、第 4 章では英国のジュニア ISA について紹介する。最後に、フランス(第 5 章)とドイツ(第 6 章)における高等教育に係る費用の現状と税制優遇制度について紹介する。

図表 1 主要国の学校教育費の公私負担割合

(%)

	初等・中等教育		高等教育	
	公財政	私費	公財政	私費
カナダ	89.1	10.9	62.9	37.1
フランス	92.2	7.8	83.1	16.9
ドイツ	87.6	12.4	84.4	15.6
日本	90.4	9.6	35.3	64.7
英国	78.7	21.3	29.6	70.4
米国	92.1	7.9	38.1	61.9
OECD平均	91.2	8.8	70.0	30.0

(注) 1. 国はアルファベット順に並んでいる。

2. 数字は2009年、カナダのみ2008年。

(出所) OECD “Education at a Glance 2012”より野村資本市場研究所作成

図表 2 主要国の高等教育段階における学校種別授業料

	公立校	私立校
カナダ	3774	×
フランス	190-1309	1128-8339
ドイツ	m	m
日本	4602	7247
英国	4731	m
米国	6312	22852

(注) 1. 2008-2009年度の授業料。購買力平価によるUSドル換算額。

2. 英国は、公立校に該当するものがないため、Government dependent private institutionsの金額を使用。

3. 表中の記号「×」は公立校の金額に含まれることを、「m」は金額が入手不可なことを示す。

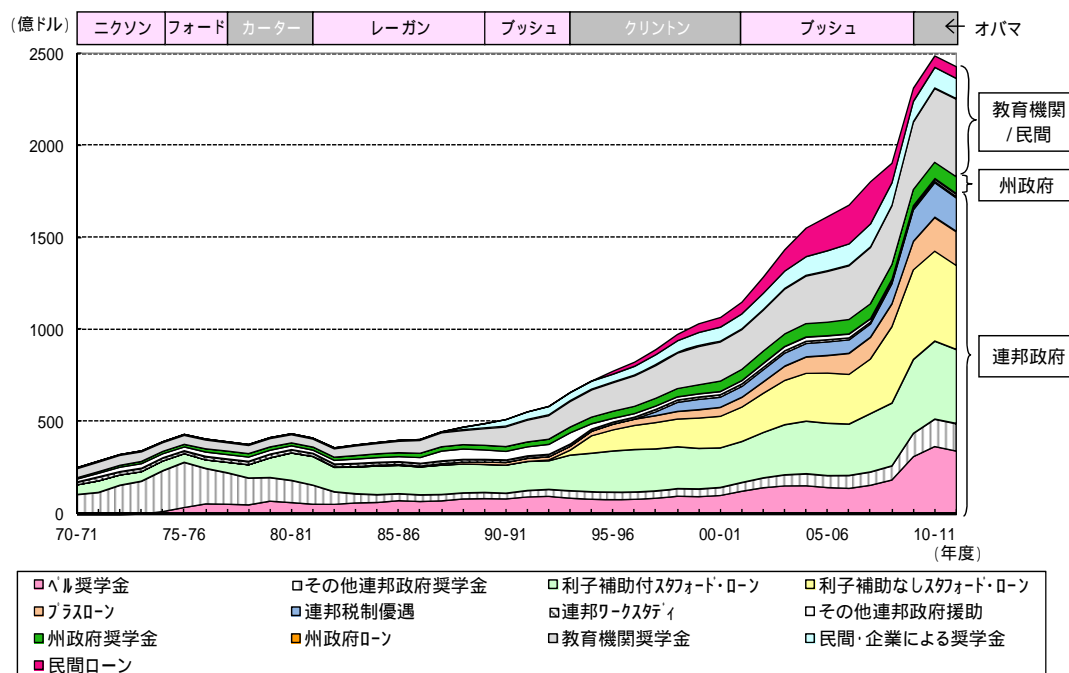
(出所) OECD “Education at a Glance 2012”より野村資本市場研究所作成

．米国

1．高等教育段階の家計向け支援制度の変遷

米国では、高等教育段階での家計向け支援制度は早くから整えられてきたが、政権を掌握する政党の方針や経済・社会情勢を反映し、時代ごとに大きな変化を遂げてきた(図表3)。70年代から80年代は奨学金やローンといった直接的な補助金給付が中心的役割を果たしていたが、近年はそれらに加えて税制優遇制度を通じた支援も、重要な役割を果たすようになってきている。政策の変化を金額面から確認すると、2001-02年から2011-12年までの連邦政府による家計支援額は、実質ベースで723億ドルから1738億ドルへと1015億ドル(+140%)増加した。このうち、税制優遇制度は59億ドルから182億ドルへと123億ドル(+209%)増加した。一方、連邦奨学金は173億ドルから493億ドルへと320億ドル(+185%)増加、連邦ローンは478億ドルから1053億ドルへと575億ドル(+120%)増加した。

図表3 米国の高等教育段階の家計支援制度の変遷



(注) 数字は2012年価格表示。

(出所) The CollegeBoard “Trends in Student Aid 2012”より野村資本市場研究所作成

このような政策変化の背景には、1990年代に大学授業料が家計可処分所得やインフレを大きく上回るペースで上昇し続けたことから、中間所得層が大学進学を断念することを懸念したクリントン政権が、高等教育の税制優遇制度を提案し、導入に至ったという経緯がある。そのため、現行の主な税制優遇制度の導入年は、大半が1997年以降に集中している(図表4)。

図表 4 主な連邦教育税制優遇制度と根拠法

種類	税制優遇制度	根拠となる法律
税額控除	ホープ税額控除	Taxpayer Relief Act of 1997
	生涯学習税額控除	Taxpayer Relief Act of 1997
所得控除	教育ローン利子の所得控除	Taxpayer Relief Act of 1997
	授業料・手数料の所得控除	Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001
貯蓄奨励	カバーデル教育貯蓄口座	Taxpayer Relief Act of 1997
	個人退職勘定の早期引出しに対する追加税の免除	Taxpayer Relief Act of 1997
	529プラン	Small Business Job Protection Act of 1996
	教育貯蓄債券プログラム	Technical and Miscellaneous Revenue Act of 1988

(出所) Maag, Elaine, and Katie Fitzpatrick (2004) より野村資本市場研究所作成

2. 教育のための税制優遇制度

米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service, IRS) の資料によると、教育のための連邦税制優遇制度は下記の十二種類ある。各制度の比較は図表 5 に示したが、大別すると、教育費やローンに対する所得減税策である税額控除、所得控除と、教育資金の貯蓄や運用口座に対する税制優遇策に整理される。第二期クリントン政権の 1997 年納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 1997) から始まり、その後のブッシュ政権とオバマ政権で教育のための連邦税制優遇制度はさらに拡充された。

- ・ 奨学金と授業料割引 (Scholarships, Fellowships, Grants, and Tuition Reductions)
- ・ アメリカン・オポチュニティ・クレジット (American Opportunity Credit)
- ・ 生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Credit)
- ・ 教育ローン利子の所得控除 (Student Loan Interest Deduction)
- ・ 教育ローン返済免除と返済補助 (Student Loan Cancellations and Repayment Assistance)
- ・ 授業料・手数料の所得控除 (Tuition and Fees Deduction)
- ・ カバーデル教育貯蓄口座 (Coverdell Education Savings Account)
- ・ 529 プラン (適格授業料プログラム、Qualified Tuition Program)
- ・ 個人退職勘定の早期引出しに対する追加税の免除 (Education Exception to Additional Tax on Early IRA Distributions)
- ・ 教育貯蓄債券プログラム (Education Saving Bond Program)
- ・ 雇用主提供の教育支援 (Employer-provided Educational Assistance)
- ・ 職業関連教育費の事業所得控除 (Business Deduction for Work-Related Education)

これら連邦税制優遇制度では、実は全ての人ができる利用できる制度は少なく、所得に応じて制限が設けられていることが多い。税制優遇を受けることができる適格な教育費用については、適格教育機関¹の授業料と特定関連費用が対象になることが多いが、対象

¹ 米国教育省が運営する学生支援プログラムに参加する資格がある、大学、職業訓練学校、その他の高等教育機関であり、事実上全ての認可教育機関が含まれる。

範囲は制度によって異なる。また、同じ教育費用に対して税制優遇を二重に受けることは認められないため、納税者自身がどの制度を利用するかを適切に選択する必要がある。そのため、納税者である家計にとって、税制優遇を受けるための申告手続きは、きわめて複雑なものになっている。

図表5 主な連邦教育税制優遇制度の比較

税制優遇制度	メリット	メリットの年間限度額	利用者の所得制限	対象となる教育段階	授業料・手数料以外に対象となる教育費用	その他の要件
奨学金と授業料割引 (Scholarships, Fellowships, Grants, and Tuition Reductions)	給付額を非課税にできる	なし	なし	高等教育機関 初等・中等教育機関	書籍代、文房具代、備品代等 コース関連の費用	学位取得プログラム、職業訓練 プログラムに在籍していなければ ならない。 授業料と必要経費の支払いには、 条項で認められたものでなければ ならない。
アメリカン・オポチュニティ・ クレジット (American Opportunity Credit)	所得税額から税額控除する ことができる。控除額の 40%は払い戻し(学生一人 当たり1,000ドルに限定)が 可能。	学生一人当たり最大 2,500ドルの税額控 除	単身の場合 MAGIが9万ドル未満(8万ドル超 は段階的に減額) 夫婦合算申告の場合 MAGIが18万ドル未満(16万ドル 超は段階的に減額)	高等教育機関	コースに関連した書籍代、文房 具代、備品代	4年間(ホープ税額控除の申告 年数を含む)のみ申請できる。 学位取得プログラムのハーフタ イム以上の学生でなければなら ない。 業物による重罪歴がない。 税申告対象年度内に中等教育 終了後の教育を4年間終了して いない。
生涯学習税額控除 (Lifetime Learning Credit)	所得税額から税額控除す ることができる	納税者一人当たり最 大2,000ドル	単身の場合 MAGIが6.1万ドル未満(5.1万ド ル超は段階的に減額) 夫婦合算申告の場合 MAGIが12.2万ドル未満(10.2万 ドル超は段階的に減額)	高等教育機関 職業技能の獲得・向上を目的とす るコース	書籍代や手数料など教育機関へ の支払いが義務付けられる額	なし
教育ローン利子の所得控除 (Student Loan Interest Deduction)	支払利子を所得控除できる	最大2,500ドルの所 得控除	単身者の場合 MAGIが7.5万ドル未満(6万ドル 超は段階的に減額) 夫婦合算申告の場合 MAGIが15万ドル未満(12万ドル 超は段階的に減額)	高等教育機関	書籍代、文房具代、備品代 生活費 交通費 その他必要となる費用	学位取得プログラムのハーフタ イム以上の学生でなければなら ない。
授業料・手数料の所得控除 (Tuition and Fees Deduction)	授業料・手数料支出を所得 控除できる	最大4,000ドルの所 得控除	単身者の場合 MAGIが8万ドル未満(6.5万ドル 超は段階的に減額) 夫婦合算申告の場合 MAGIが16万ドル未満(13万ドル 超は段階的に減額)	高等教育機関	なし	同年に一人の学生に対して税 額控除と授業料・手数料の所得 控除を両方申請することはでき ない。
カバーデル教育貯蓄 口座 ⁽¹⁾ (Coverdell ESA)	運用益が非課税	受益者一人当たり 2,000ドルまでの拠 出	単身者の場合 MAGIが11万ドル未満(9.5万ド ル超は段階的に減額) 夫婦合算申告の場合 MAGIが22万ドル未満(19万ド ル超は段階的に減額)	高等教育機関 初等・中等教育機関	書籍代、文房具代、備品代 障害のある人のためのサービス費 用 529プランへの拠出 高等教育: 生活費(ハーフタイム以上の学 生の場合) 初等・中等教育: 個別指導 生活費 制服代 交通費 コンピューター関連費用 補助的な費用	受益者が30歳になったとき口 座に残っている資産は引出されな ければならない(受益者が障害 のある人の場合は除く)。
529プラン ⁽¹⁾ (Qualified Tuition Program(QTP))	運用益が非課税	なし	なし	高等教育機関	書籍代、文房具代、備品代 生活費(ハーフタイム以上の学 生の場合) 障害のある人のためのサービス費 用 コンピューター関連費用、備品	なし
個人退職勘定の早期引出しに対 する追加税の免除 ⁽¹⁾ (Education Exception to Additional Tax on Early IRA Distributions)	IRAからの満期前引出しに 対して、10%の追加税が課 されない	調整適格教育費(適 格教育費から、非課 税教育支援の額を 差し引いたもの)の 額まで	なし	高等教育機関	書籍代、文房具代、備品代 生活費(ハーフタイム以上の学 生の場合) 障害のある人のためのサービス費 用	なし
教育貯蓄債券プログラム ⁽¹⁾ (Education Saving Bond Program)	債券の受取利息が非課税	調整適格教育費の 額まで	単身者の場合 MAGIが8万6,100ドル未満(7万 1,100ドル超は段階的に減額) 夫婦合算申告/適格寡婦(寡 夫)の場合 MAGIが13万6,650ドル未満(10 万6,650ドル超は段階的に減額)	高等教育機関	カバーデル教育貯蓄口座への拠 出 529プランへの拠出	1989年以降に発行されたソ ーリスEE債券、もしくはソリス E債券のみ適用される。
雇用主提供の教育支援 ⁽¹⁾ (Employer-provided Educational Assistance)	雇用主から提供される教育 支援給付が非課税	5,250ドル	なし	高等教育機関	書籍代、文房具代、備品代	なし
職業関連教育費の 事業所得控除 (Business Deduction for Work- Related Education)	適格な職業関連教育費を 業務上の経費として控除で きる	適格な職業関連教育 費	なし	現在の職業、給与、地位を維持す るために、雇用主または法律に よって必要とされる教育 現在の職業で必要となる技能の維 持・向上のための教育	交通費 旅費 その他必要費用	現在の業務・職業で要求される 必要最低限の教育水準を満た すための教育は対象とならな い。 新しい業務・職業のための資格 を得るための教育は対象となら ない。

(注) 1. は非課税となる引出額は適格教育費を超えない額に限定されていることを示す。

2. MAGI とは修正調整総所得である。

(出所) Internal Revenue Service “Tax Benefits for Education-For use in preparing 2011 Returns”より野村資本市場研究所作成

これらの制度の中でも特に、教育資金目的での世代間資産移転を促進する制度として、所得や年齢などの制限がなく利用者層が幅広い「529プラン」が注目される。そこで次節からは、529プランの仕組みや具体事例を紹介する。

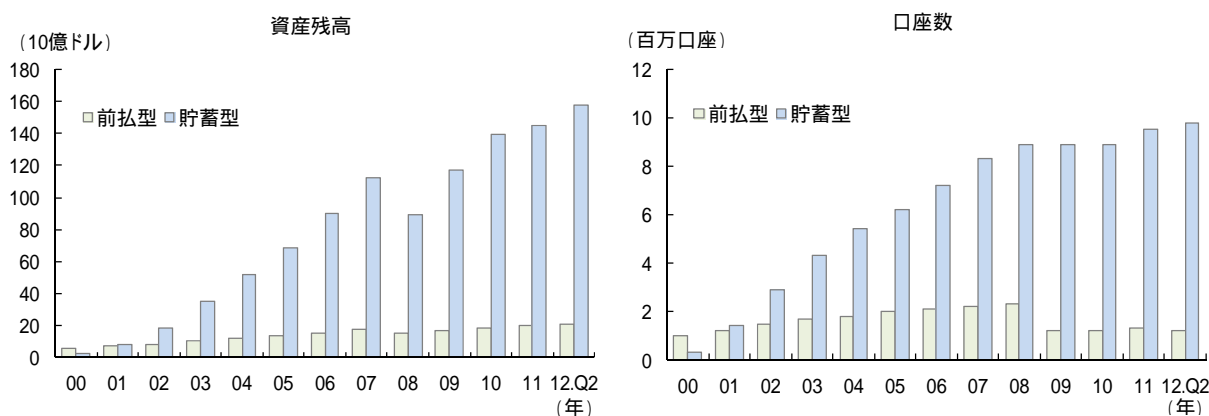
3. 529プランとは

529プランとは、税制上の優遇措置が付与された、家計向けの高等教育資金形成制度である。内国歳入法 529 条によって認可され、州政府や州機関、教育機関が支援する制度であり、各州政府がその導入を個別に決めるが、現在では全ての州とワシントン D.C.で導入されている。親や祖父母等が資金を拠出し、子や孫の将来の高等教育資金に備えるために利用されることが多く、所得や年齢に制限がないため広く利用されている制度である。

529プランは、1986年1月にミシガン州知事 James J. Blanchard が提唱したことが始まりとされており、1988年に同州で導入された。連邦政府による制度整備は1996年の小企業雇用保護法（Small Business Job Protection Act of 1996）からである。2001年の経済成長及び減税調整法（Economic Growth and Tax Relief Reconciliation Act of 2001）により、引出に対する連邦所得税が免除されたことから普及が進んだが、2010年までの時限措置とされていた。現在の恒久的な税制優遇措置が整えられたのは、2006年の年金保護法（Pension Protection Act of 2006）からである。

そのため529プランは、特に今世紀に入ってから普及が進んでいる、比較的新しい制度である。その資産額は2011年末までの過去10年間で6.2倍へと増加しており、金融危機を経ても資産額や口座数は（特に貯蓄型において）増加が続いている（図表6）。2012年6月末時点では、資産残高は1790億ドル（前払型211億ドル、貯蓄型1579億ドル）、口座数は1100万口座（前払型120万口座、貯蓄型980万口座）である。口座平均残高は16298ドルである。

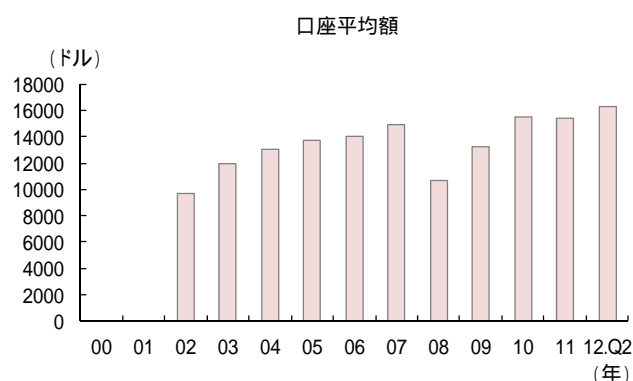
図表6 529プランの資産額と口座数の推移



(注) 口座数については、一人の受益者が2つ以上の口座を持つ場合もあり、05年以降は可能な限り受益者数を示している。また、09年以降はデータの収集方法が異なるため必ずしも連続しない。

(出所) ICI “2012 Investment Company Fact Book”より野村資本市場研究所作成

図表7 529プランの口座平均額



(注) 2001年以前はデータが掲載されていない。

(出所) College Savings Plans Network (CSPN) “529 Report”より野村資本市場研究所作成

4. 529プランの仕組み

529プランの仕組みは図表8と図表9に示した通りである。以下では、資金拠出、資金運用、資金引出の各段階における概要を述べる²。

1) 資金拠出

529プランは親や祖父母だけでなく第三者も口座を開設できるが、口座を開設する際には、加入者本人の情報に加えて受益者を特定し、両者の社会保障番号が必要になる。

資金拠出は誰でもでき、拠出方法も一括または積立を選択できる。最低拠出額については、初回を250ドル・二回目以降を50ドル以上とするものが多い。ただし、給与天引きや銀行口座からの自動引き落としにする場合には、最低拠出額は毎月15~20ドルに設定できることも多い。

口座への拠出には上限額が設けられており、州によって異なるものの受益者一人当たり20万ドル~40万ドルとなっている。ただし、同じ受益者の口座を他州で開設することにより、一人の受益者が複数の州で口座を所有することができるため、利用者側から見た実質的な上限額は、きわめて高くなっている。

拠出額の所得控除はできない。また贈与税については、受贈者一人当たり年間1.3万ドルの控除枠があり、5年分の控除枠を前倒しして利用することもできる。

² ここでは529プランの主流となっている貯蓄型についてまとめた。

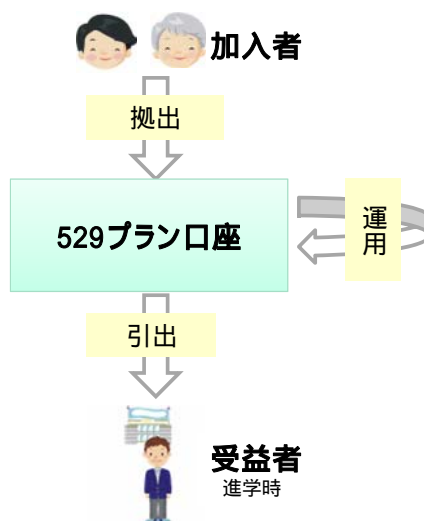
図表 8 529 プランの概要

概要	
州政府によって設立される高等教育資金形成制度。 連邦政府と州政府による税制上の優遇措置が付されている。	
拠出	
加入者	親・祖父母が中心。第三者も可。所得制限なし。
受益者	子・孫が中心。自分自身のための利用も可。
拠出者	誰でも可。
方法	一括または積立。
初回拠出額	一括は250ドル以上(二回目以降50ドル)、積立は15～25ドル以上/月が多い。
拠出上限額	合計20万～40万ドル。
所得控除	連邦税法上はなし。州税法上は州によってある。
贈与税	受贈者一人当たり年間1.3万ドルまで控除可。5年分の前倒し利用も可。
運用	
口座所有・管理	加入者。
方法	加入者がプランの品揃え(ポートフォリオ商品)の中から選択。
スイッチング	年1回。
受益者の変更	親族への変更の場合は、税制優遇維持。
運用益課税	連邦税法上はなし。州税法上はなし。
引出	
方法	加入者が運営管理業者に引出申請する。
使途	適格用途に限る(高等教育費)。 適格用途外の場合は追加課税。
引出金課税	連邦税法上は非課税。州税法上は非課税。

(注) 拠出欄以下は貯蓄型について示した。

(出所) 野村資本市場研究所作成

図表 9 529 プランの仕組み



(出所) 野村資本市場研究所作成

2) 資金運用

口座の所有者や管理者は、加入者である。529 プランでは、資金を運用するために多くの選択肢が金融機関によって用意されている。投資信託や ETF のポートフォリオ商品が中心であり、受益者の年齢に応じたポートフォリオ商品（受益者が小さいうちはリスク・リターンが高い株式投信が中心で、大学進学期が近づくと自動的に債券投信を中心とする保守的なものに切り替わる商品）が多く提供されている。また、目的やリスク許容度、運用期間などに応じて、保守的・中庸・積極的に分類された商品も多く提供されている。商品のスイッチングは、年1回認められている。運用益は非課税となる。

受益者を途中で変更することもできる。仮に当初の受益者が口座資金を使わない場合には、他の親族や加入者自身へ変更して非課税措置を維持したまま利用することができる。また、529 プラン資産を、別の受益者³の 529 プラン口座へ移したり、同じ受益者の別の 529 プラン口座へ移す場合も、非課税措置を維持したまま利用することができる。

3) 資金引出

529 プランの資金を引き出すには、加入者が運営管理業者に申請を行う。口座から引き出した資金は、受益者の適格教育費に使わなくてはならない。適格教育費としては、高等教育機関の授業料・手数料、教科書代、指定必要備品代、寮費等が対象であり⁴、IRS があらかじめその項目を定めている。引出金を適格教育費以外に使用する場合は、通常通りの課税に加えて、10%のペナルティ税も課される。

5. 529 プランのメリットとデメリット

1) メリット

前述の通り、利用者の年齢や所得制限がなく、口座上限額も高いことや、資産の所有・管理上の権限は加入者が保持できるといった制度の利用しやすさに加えて、下記の点も利用者にとっての魅力を高めている。

まず、連邦の税制優遇措置である。529 プランでの運用益は、引き出された資金が適格教育費に使われる限り、連邦税は非課税となる。また、529 プランでの投資損失を課税所得から除くことも可能である。

贈与税⁵・遺産税についても優遇措置がある。贈与税の年間控除枠は受贈者一人当たり 1.3 万ドル（夫婦合算申告の場合は 2.6 万ドル）であるが、529 プランへの拠出については 5 年分の控除枠に相当する 6.5 万ドル（同、13 万ドル）まで非課税で拠出でき、計画的に資産を殖やすことができる。遺産税については、529 プランへ拠出済みの資金は課税対象資産から外される。そのため、529 プランは加入者にとって、その資産を管理し万一必要な

³ 親族（配偶者、子、孫、甥・姪、従兄弟・従姉妹）に限る。

⁴ 海外の教育機関も対象となる場合がある。

⁵ 世代飛越移転税も同様。なお米国の場合、納税義務は贈与者である。

場合には引き出す権利を保持しながらも、遺産税の課税対象外資産として扱うことができるという点で、相続プランニングでの利用価値も高いと見られている。

州の税制優遇措置については州ごとに異なるが、運用益を非課税とする措置に加えて、多くの州では 529 プランの拠出金を課税所得から除くことができる。この場合、529 プランを提供する州の居住者である等の条件が付されることが多い⁶。

利用者にとっての運用上のメリットとしては、様々な投資選択肢から投資目的に合ったものを選べることや、リーズナブルなコストで専門家による資産管理サービスを利用できることである。また、給与天引きや銀行口座からの自動引き落としにより自動的に投資できるものも多く、シンプルに自己管理しやすい形で教育資金作りを進めることができる。

また、資産保護の観点でもメリットがある。2005 年の破産乱用防止及び消費者保護法（Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act of 2005）により、529 プラン口座資産は破産資産から除外されることとなった。

2) デメリット

一方、デメリットについては、制度自体が複雑であることや、利用にあたり様々な手数料が課されること、投資選択肢が限定的なことが挙げられる。また、資金の用途が制約されているため、適格教育費以外に用いる場合には通常を上回る課税がなされることも挙げられる。仮に 529 プランから引き出した資金を、高等教育費以外に充てる場合には、通常通り課税されることに加えて、10%のペナルティ税を課されることになる。ただし、受益者が奨学金を得たり、障害や死亡に至った場合には、課税は免除される。また、当初指定した受益者が資金を必要としない場合には、受益者を他の親族や加入者自身へ変更することで、税制上の優遇措置を維持することができる。

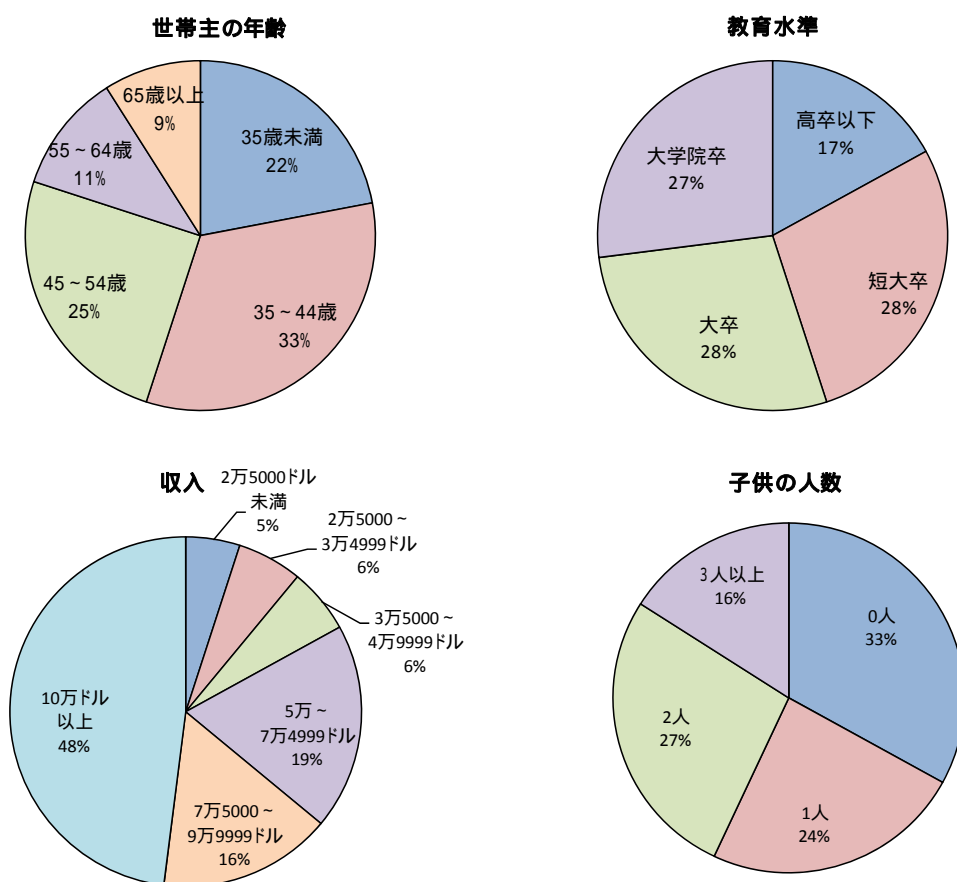
なお、2006 年から 529 プラン資産の所有者が変更され、受益者ではなく加入者の資産として扱われることになった。そのため現在では、受益者の学生援助受給審査において、以前のような不利な影響を及ぼしづらくなっている。

6. 529 プランの利用者像と普及の背景

529 プランを利用している家計の特徴は、図表 10 の通りである。投資信託全般の利用者と比べると、比較的若い子育て世代を中心に利用されている。ただし、利用者の収入や同居している子どもの数も様々であることから、利用者層は幅広い所得階層・世代であることが示されている。運用・贈与・相続において税制優遇措置が付されている 529 プランは、ファイナンシャル・アドバイザーからは、子育て世代の高等教育資金作りのための有力手段と見なされているだけでなく、次世代への資産移転を考える祖父母世代にも有用と見な

⁶ FINRA “Smart Saving for College- Better Buy Degrees”によると、34 州と D.C.では、529 プランを提供している州の居住者であれば、拠出金を課税所得から除くことができる。アリゾナ、カンザス、メイン、ミズーリ、ペンシルバニアの 5 州では、プラン提供州にかかわらず拠出金を所得から除くことができる。課税所得から除くことができる拠出金額は州によって異なる。

図表 10 529 プランの利用者

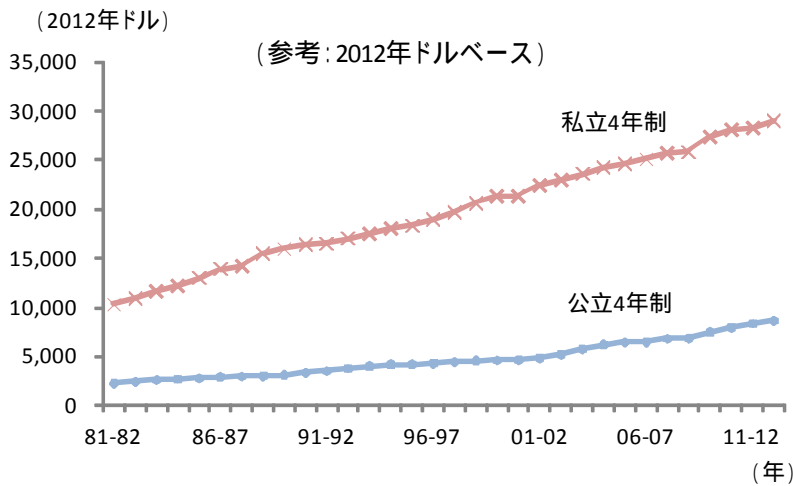
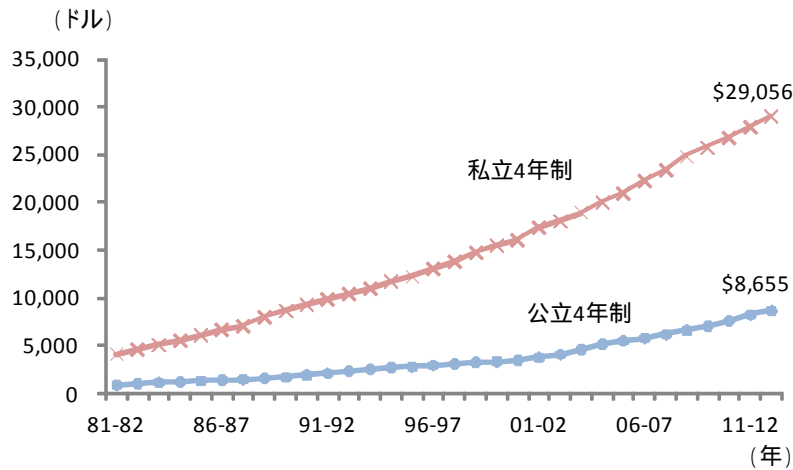


- (注) 1. 2011年5月のデータ。回答対象は529プランやカバーデル貯蓄口座など教育資金貯蓄プランを利用している家計か、投資信託利用の目標が教育支出であると答えた家計が対象。
 2. 世帯主の年齢は、単独または連帯の口座所有者の年齢である。
 3. 収入は、2010年の税引前収入である。
 4. 子供の人数は、同居している18歳未満の子どもの数である。
- (出所) ICI “2012 Investment Company Fact Book”より野村資本市場研究所作成

されている。また金融機関からは、富裕層を含めた顧客層拡大ツールとしても注目を集めている。

そもそも米国では、高等教育資金をあらかじめ蓄えておくことに対する、家計側からのニーズは強い。大学授業料は2012-13年度までの過去10年間で、公立が2.1倍・私立が1.6倍へ上昇しており、消費者物価を大きく上回る値上がりが続いている(図表11)。また、家計側では教育ローンの利用という選択肢もあるとはいえ、厳しい労働市場下で卒業後のローン返済難が問題視されることも多く、一方で教育支出は他の支出に比べて必要となる時期や金額があらかじめ見積もりやすいことから、事前に高等教育支出に備えることの重要性が改めて注目されているという背景もある。

図表 11 米国の大学授業料の推移



(出所) CollegeBoard “Trends in College Pricing 2012”より野村資本市場研究所作成

529 プランが、特に今世紀に入って普及が進んだ理由として、Hurley (2011) では下記が指摘されている。

(1) 公的に認可され広く利用できる制度であること

授業料貯蓄プログラムは1980年代後半から存在したが、1996年に内国歳入法に529条が定められてから、現在あるほとんどのプログラムが開始されている。現在では全ての州で529プランを最低一つ、多くの州では二つ以上が提供されている。

(2) メディアでの関心の高まり

2001年経済成長及び減税調整法が成立した後は特に、個人向けファイナンス雑誌⁷が、定

⁷ 例えば Money、SmartMoney、Kiplinger’s Personal Finance Magazine などがある。

期的に 529 プランを取り上げるようになり、その認知度が高まった。現在では、多くの金融専門ライターが 529 プランのメリットを認識し、著書やウェブサイト、講演、新聞コラムを通じて推奨している。

(3) 投資・保険の専門家業界における認知度の向上

証券外務員や投資アドバイザー、ファイナンシャルプランナーといったライフプランニングに携わる専門家が、529 プランを顧客資産に組み入れるよう推奨するようになったこと、そのアドバイスに対して顧客から対価を得られるようになったことである。アドバイザーが販売する 529 プランは特に成長を遂げている。

(4) 職域参加の増加

職域 529 プランが多くの企業で受け入れられるようになった。職域プランとは、従業員が希望すれば税引き後所得から天引きされる仕組みであり、企業側にとっては追加的なコスト負担が少なく採用しやすい従業員向けベネフィットプランとなっている。

(5) 民間企業の提携・協力

高等教育を国の優先課題と認識し、教育資金作りのための家計支援手段として 529 プランに関心を持つ民間企業も増えている。顧客向けロイヤルティプログラムで 529 プランと提携したり、クレジットカードの利用や特定商品の購入により、顧客の 529 プラン口座に報奨金が自動的に積立てられる制度を導入している企業もある。

なお、米国の場合、授業料を教育機関に都度払いすれば、金額にかかわらず非課税扱いになる。それでも 529 プランが利用されている理由としては、先に挙げた税制上の様々なメリットを享受しながら誰でも少額から資金形成を行うことができる以外に、Hurley (2011) では次の点も指摘されている。第一に、資金用途が寮費など授業料以外の必要経費にも認められているため、教育に必要な費用を幅広く準備することができる。第二に、授業料を都度払いするほど長生きできない場合、子や孫の教育に使う予定であった資金に遺産税が課される可能性があるため、529 プランを利用して予め将来の教育資金を確保し、早期死亡に伴うリスクを回避することができる。第三に、529 プランを利用しているにもかかわらず、他資金で授業料を支払ったとしても、529 プランの利用が必ずしも損になるわけではない。余った 529 プラン口座資金は、他の家族に利用することが可能であり、もしも教育費以外に使う必要があれば、単に所得税とペナルティを払って引き出せばよいだけである。

7 . 529 プランの種類とプログラムの事例

1) 529 プランの種類

529 プランは大別すると「貯蓄型」と「前払型」の二種類がある(図表 12)。529 プランの導入経緯を遡ると、「前払型」が原型であり 2000 年まではその資産の方が多かったが、現在では「貯蓄型」の資産が 9 割を占め、529 プランの主流となっている。

「貯蓄型」とは、親や祖父母等が加入者となり、子や孫などの受益者のために資金を拠出し、金融機関が提供する運用商品の中から投資先を選択し、資金を運用する制度である。運用益は非課税となるが、その優遇措置が認められるためには、口座から引き出した資金が受益者の大学授業料や寮費等あらかじめ定められた適格な用途に用いられる必要がある。この貯蓄型は現在、ほぼ全ての州⁸とワシントン D.C.で提供されている。

「前払型」とは、親や祖父母等が加入者となり、子や孫などの受益者のために今日の水準の大学授業料相当額の資金を、将来の授業料としてあらかじめ拠出する制度である。仮に、授業料がその後値上がりしても、将来の授業料は納付済みとして扱われる。州政府が保証し、利用条件を州居住者とする場合が多く、対象外の大学へ進学する場合には、州立大学授業料相当額を受け取り、進学先の大学授業料に充当できるというもので、現在 10 州で提供されている。

図表 12 529 プラン：前払型と貯蓄型の比較

	前払型	貯蓄型
費用効果	対象校の授業料を今日価格で前払いできる。	授業料を予め固定する効果はない。
用途	高等教育機関の授業料とそれに係る手数料、寮費オプションを付けられる / 超過分をその他適格費用に使える / 全ての適格教育費用を網羅するプランもある。	高等教育機関の授業料、寮費、手数料、教科書代、指定必要備品代。
拠出	受益者年齢や支払済みの学費年数に応じて、一括または積立で拠出する。	口座への拠出上限が20万ドル以上のプランが多い。
州政府の関与	州政府による保証・支援が付されることが多い。	州政府による保証はない。ほとんどの投資商品が市場リスクの対象となる。元本割れのおそれがある。
受益者の条件	受益者の年齢・学齢制限があることもある。	年齢制限なし。
加入者の条件	ほとんどの州プランは加入時点で加入者または受益者が州居住者であることを要件とする。	居住条件なし。ただし州外居住者はファイナンシャルアドバイザーやブローカーを通さないと加入できないプランもある。
加入時期	加入時期が限定されている。	いつでも加入できる。

(出所) FINRA “Smart Saving for College- Better Buy Degrees”より野村資本市場研究所作成

図表 13 は、529 プランとして提供されている州ごとのプログラム一覧である⁹。前述の通り、前払型と貯蓄型に大別されるが、貯蓄型はさらに、販売形態によって「直販型」と「仲介型」に大別される。「直販型」は加入希望者がインターネットなどを通じて直接プランに申し込むものであり、「仲介型」は加入希望者がファイナンシャル・アドバイザーなどの販売業者を経て申し込むものである。

⁸ ワシントン州とワイオミング州を除く。

⁹ この他に、特定の州が関与しない、大学の連合組織によるプログラムである Private College 529 Plan もある。これは前払型で、全米 270 の私立大学が加盟している。

大半の州では複数のプログラムが提供されており、加入者が自らのニーズに合わせて選ぶことができるようになっている。例えばニューヨーク州では、同じようなプログラム名称で「直販型」と「仲介型」が提供されている。

「直販型」の New York's 529 College Savings Program Direct Plan では、運営管理業者として Upromise Investments がプログラム管理と記録保持を、The Vanguard Group がプログラムの投資アドバイザーとなり、運用商品管理を担う（運用商品は The Vanguard Group の投資信託である）。また、Vanguard Marketing Corporation がプログラムのマーケティングと販売を担う。最低拠出額は 25 ドル（給与天引きの場合は 15 ドル）から、手数料は資産額の 0.17% である。

「仲介型」の New York's 529 Advisor-guided College Savings Program では、運営管理業者として Upromise Investments がプログラム管理と記録保持を、J.P. Morgan Asset Management がプログラムの投資アドバイザーとなり、運用商品管理を担う（運用商品には J.P. Morgan Asset Management の投資信託に加えて State Street Global Advisors の ETF も含まれる）。また、J.P. Morgan Asset Management はプログラムのマーケティングと販売も（ファイナンシャル・アドバイザーを通じて）担う。最低拠出額は 1000 ドル（自動引き落としの場合は 25 ドル）から、手数料は販売手数料が 0～5.25%、年間口座維持料が 25 ドル、プログラム運営費用が 0.3%～1.30% である。

口座拠出上限額については、30 万ドル前後とするプログラムが多く、最高額はノースカロライナ州 North Carolina's National College Savings Program の 40 万ドルである。多くのプログラムでは、利用を州の居住者に限定していないため、利用希望者は居住州以外にも多くの選択肢を持つことになる。そのため、各プログラムの上限額よりも、資金使途が高等教育費に限定されるという点が、実質的な上限を規定していることになる。

図表 13 529 プランのプログラム一覧

州名	プログラム名	貯蓄型(仲介型)	貯蓄型(直販型)	前払型	最高拠出額	資産残高	口座数
Alabama	CollegeCounts 529 Fund Advisor Plan				\$350,000	\$741,794,597	46,117
	CollegeCounts 529 Fund				\$350,000	\$111,203,682	9,009
Alaska	John Hancock Freedom 529				\$320,000	\$2,964,028,739	152,380
	UA College Savings Plan				\$320,000	\$296,533,669	26,438
	T. Rowe Price College Savings Plan				\$320,000	\$1,293,263,207	62,193
Arizona	InvestEd				\$374,000	\$406,786,653	40,614
	Family College Savings Program				\$374,000	\$74,236,896	3,388
	The Fidelity Arizona College Savings Plan				\$374,000	\$178,116,288	17,729
Arkansas	iShares 529 Plan				\$366,000	\$130,456,942	4,022
	The Gift College Investing Plan				\$366,000	\$230,889,287	19,798
California	ScholarShare College Savings Plan				\$350,000	\$4,416,584,471	242,118
	Scholars Choice College Savings Program				\$350,000	\$2,770,591,313	199,135
Colorado	CollegeInvest Direct Portfolio College Savings Plan				\$350,000	\$1,497,512,736	91,849
	CollegeInvest Stable Value Plus College Savings Plan				\$350,000	\$45,702,000	5,541
	CollegeInvest Smart Choice College Savings Plan				\$350,000	\$16,852,000	4,890
	CHET Advisor				\$300,000	\$96,777,674	7,483
Connecticut	Connecticut Higher Education Trust (CHET)				\$300,000	\$1,694,474,351	81,708
Delaware	Delaware College Investment Plan				\$350,000	\$507,240,051	22,444
District of Columbia	DC College Savings Plan				\$260,000	\$211,711,329	13,616
Florida	Florida 529 Savings Plan				\$394,000	\$267,023,614	33,067
	Florida Prepaid College Plan				-	\$10,004,761,949	575,819
Georgia	Path2College 529 Plan				\$235,000	\$1,121,460,745	102,502
Hawaii	HI529-Hawaii's College Savings Program				\$305,000	\$54,956,275	4,076
Idaho	IDeal - Idaho College Savings Program				\$350,000	\$230,908,199	21,451
Illinois	Bright Directions College Savings Program				\$350,000	\$965,106,025	67,573
	Bright Start College Savings Program - Advisor				\$350,000	\$1,447,536,383	77,613
	Bright Start College Savings Program - Direct				\$350,000	\$2,123,256,823	120,322
	College Illinois® Prepaid Tuition Program				-	\$1,079,344,555	50,163
Indiana	CollegeChoice Advisor 529 Savings Plan				\$298,770	\$1,106,856,787	131,912
	CollegeChoice CD 529 Savings Plan				\$298,770	\$3,364,418	752
Iowa	CollegeChoice 529 Direct Savings Plan				\$298,770	\$745,344,061	80,008
	Iowa Advisor 529 Plan				\$320,000	\$116,686,637	18,613
Kansas	College Savings Iowa				\$320,000	\$2,903,245,577	193,368
	Learning Quest Advisor				\$325,000	\$189,497,192	16,098
Kentucky	Learning Quest				\$325,000	\$1,505,962,568	72,825
	Schwab 529 College Savings Plan				\$325,000	\$1,544,723,447	73,196
Kentucky	Kentucky Education Savings Plan Trust (KESPT)				\$235,000	\$136,495,313	10,947
Louisiana	Student Tuition Assistance and Revenue Trust (START) Saving Program				\$289,900	\$385,230,468	43,954
Maine	NextGen College Investing Plan - Select Series				\$360,000		
	NextGen College Investing Plan - Direct Series				\$360,000	\$6,012,164,844	231,677
Maryland	Maryland College Investment Plan				\$320,000	\$2,675,272,547	168,458
	Maryland Prepaid College Trust				-	\$682,627,228	31,193
Massachusetts	The U Fund College Investing Plan				\$350,000	\$3,737,108,788	143,289
	The U Plan Prepaid Tuition Program				-	\$81,904,010	12,310
Michigan	MI 529 Advisor Plan				\$235,000	\$136,362,609	15,379
	Michigan Education Savings Program				\$235,000	\$2,941,688,288	194,395
Minnesota	Michigan Education Trust				-	\$901,404,388	47,249
	Minnesota College Savings Plan				\$235,000	\$935,277,630	58,828
Mississippi	Mississippi Affordable College Savings (MACS) Advisor-Sold				\$235,000		
	Mississippi Affordable College Savings (MACS) Direct-Sold				\$235,000	\$142,766,454	9,908
	Mississippi Prepaid Affordable College Tuition Program (MPACT)				-	\$247,583,826	22,272
Missouri	MOST - Missouri's 529 College Savings Plan - Advisor Sold				\$325,000	\$156,013,424	14,578
	MOST - Missouri's 529 College Savings Plan - Direct Sold				\$325,000	\$1,671,175,067	118,992
	Montana Family Education Savings Program - Bank Plan				\$350,000	\$126,541,525	8,174
Montana	Montana Family Education Savings Program - Investment Plan				\$350,000	\$94,141,946	8,880
	Nebraska Educational Savings Trust "NEST" Advisor College Savings Plan				\$360,000	\$669,896,386	57,919
Nebraska	The State Farm College Savings Plan				\$360,000	\$244,958,692	46,368
	Nebraska Educational Savings Trust "NEST" Direct College Savings Plan				\$360,000	\$1,284,542,451	62,468
	TD Ameritrade 529 College Savings Plan				\$360,000	\$483,322,456	26,242
Nevada	Putnam 529 for America				\$370,000	\$266,915,980	15,661
	SSaA Upromise 529 Plan				\$370,000	\$982,374,293	158,066
	The Vanguard 529 College Savings Plan				\$370,000	\$6,623,429,550	208,085
	USAA College Savings Plan				\$370,000	\$1,317,915,273	153,636
Nevada	Nevada Prepaid Tuition Program				-	\$142,121,279	10,289
	Fidelity Advisor 529 Plan				\$350,000	\$3,407,661,338	199,776
New Hampshire	UNIQUE College Investing Plan				\$350,000	\$7,341,720,083	350,937
	Franklin Templeton 529 College Savings Plan				\$305,000	\$2,078,564,256	212,484
New Jersey	NJBEST 529 College Savings Plan				\$305,000	\$1,052,666,529	67,889
	ScholarEdge				\$294,000	\$1,607,476,999	134,357
New Mexico	The Education Plan				\$294,000	\$355,683,095	20,595
	New York's 529 Advisor-Guided College Savings Program				\$375,000	\$2,058,810,603	132,817
New York	New York's 529 College Savings Program Direct Plan				\$375,000	\$11,285,785,001	582,629
	North Carolina's National College Savings Program				\$400,000	\$972,144,303	102,942
North Dakota	College SAVE				\$269,000	\$320,030,841	19,449
Ohio	BlackRock CollegeAdvantage				\$377,000	\$3,712,175,403	359,347
	CollegeAdvantage 529 Savings Plan				\$377,000	\$3,199,354,933	273,182
Oklahoma	OklahomaDream 529				\$300,000	\$48,842,398	4,035
	Oklahoma College Savings Plan				\$300,000	\$476,042,633	40,916
Oregon	MFS 529 Savings Plan				\$310,000	\$769,210,180	65,111
	Oregon College Savings Plan				\$310,000	\$763,148,904	65,163
Pennsylvania	Pennsylvania 529 Investment Plan				\$368,600	\$1,105,000,000	68,992
	Pennsylvania 529 Guaranteed Savings Plan				-	\$1,398,877,680	98,279
Rhode Island	CollegeBoundfund - Advisor-sold plan				\$395,000		
	CollegeBoundfund - Direct-sold plan				\$395,000	\$7,262,695,777	363,382
South Carolina	Future Scholar 529 College Savings Plan - Advisor Program				\$318,000		
	Future Scholar 529 College Savings Plan - Direct Investment Program				\$318,000	\$1,491,142,308	92,127
South Dakota	CollegeAccess 529				\$350,000	\$980,230,696	39,530
Tennessee	TNStars College Savings 529 Program				\$235,000	-	-
Texas	LoneStar 529 Plan				\$370,000	\$135,496,503	11,730
	Texas College Savings Plan				\$370,000	\$211,587,838	21,032
Utah	Utah Educational Savings Plan				\$397,000	\$4,693,834,303	196,434
Vermont	Vermont Higher Education Investment Plan				\$352,800	\$170,990,980	11,745
Virginia	CollegeAmerica				\$350,000	\$32,922,094,468	1,996,329
	Virginia529 inVEST				\$350,000	\$1,948,557,847	155,670
	CollegeWealth				\$350,000	\$41,531,341	8,203
Washington	Virginia529 prePAID				-	\$1,968,647,036	69,847
	Guaranteed Education Tuition (GET)				-	\$2,026,753,759	119,185
West Virginia	The Harford SMART529				\$265,620	\$1,239,308,203	97,239
	SMART529 WV Direct				\$265,620	\$122,938,121	9,952
	SMART529 Select				\$265,620	\$262,480,627	9,626
Wisconsin	Tomorrow's Scholar College Savings Plan				\$330,000	\$917,817,637	64,661
	EdVest (advisor)				\$330,000	\$461,281,382	54,527
	EdVest (direct)				\$330,000	\$1,489,685,933	118,772
-	Private College 529 Plan				-	\$235,294,710	8,143

(注) 資産残高と口座数は2012年6月末の値。

(出所) CSPN、Savingforcollege 各ウェブサイトより野村資本市場研究所作成

州別に見ると、資産額が最も多いのはバージニア州である。同州では4種類のプログラムが提供されている。貯蓄型としては、「仲介型」のCollegeAmerica、「直販型」のVirginia Education Saving Trust、最近導入された「直販型」のCollegeWealthがあり、前払型としてはVirginia Prepaid Education Programがある。このうちCollegeAmericaは、529プランの資産残高ランキングを見ても全米最大のプログラムであり、その資産残高は2012年6月末で329億ドル、口座数は200万口座である（図表14）。資産残高と口座数はそれぞれ、全米全体の18%を占める規模である。

図表14 529プランのプログラム別の資産残高と口座数ランキング

資産残高ランキング

順位	州名	プログラム名	資産残高
1	Virginia	CollegeAmerica	\$32,922,094,468
2	New York	New York's 529 College Savings Program Direct Plan	\$11,285,785,001
3	Florida	Florida Prepaid College Plan	\$10,004,761,949
4	New Hampshire	UNIQUE College Investing Plan	\$7,341,720,083
5	Rhode Island	CollegeBoundfund	\$7,262,695,777
6	Nevada	The Vanguard 529 College Savings Plan	\$6,623,429,550
7	Maine	NextGen College Investing Plan	\$6,012,164,844
8	Utah	Utah Educational Savings Plan	\$4,693,834,303
9	California	ScholarShare College Savings Plan	\$4,416,584,471
10	Massachusetts	The U.Fund College Investing Plan	\$3,737,108,788

口座数ランキング

順位	州名	プログラム名	口座数
1	Virginia	CollegeAmerica	1,996,329
2	New York	New York's 529 College Savings Program Direct Plan	582,629
3	Florida	Florida Prepaid College Plan	575,819
4	Rhode Island	CollegeBoundfund	363,382
5	Ohio	BlackRock CollegeAdvantage	359,347
6	New Hampshire	UNIQUE College Investing Plan	350,937
7	Ohio	CollegeAdvantage 529 Savings Plan	273,182
8	California	ScholarShare College Savings Plan	242,118
9	Maine	NextGen College Investing Plan	231,677
10	New Jersey	Franklin Templeton 529 College Savings Plan	212,484

(出所) CSPN “529 Plan Data”より野村資本市場研究所作成

2) プログラムの事例

CollegeAmerica は、バージニア州で 2002 年から提供されているプログラムである。概要は次の通りである（図表 15）。加入条件は、同州居住者に限定されておらず、米国民または居住者であれば利用できるが、同州居住者であれば、連邦税の優遇措置に加えて、州税の優遇措置も受けることができる¹⁰。未成年者も、親権者の署名があれば、加入することができる。受益者については、米国民または居住者である必要があるが、年齢に制限はない。プログラムの運営管理はキャピタル・グループが行っており、傘下の American Funds Service Company がプログラム管理と記録保持を、Capital Research & Management Company がプログラムの投資アドバイザーとなり運用商品管理を担う。また、American Funds Distributors がプログラムのマーケティングと販売を（ファイナンシャル・アドバイザーを通じて）担う。

口座開設は、加入者がファイナンシャル・アドバイザーを通じて申込み、資金拠出は小切手または給与天引き、自動積立で行う。拠出は、受益者一人当たりの口座資産残高 35 万ドルまで行うことができ¹¹、初回拠出額は 250 ドルから（MMF は 1000 ドルから）、追加拠出額は 50 ドルからである。給与天引きや自動積立などの雇用主が提供する制度である場合は、月々 25 ドルから利用できる。拠出は誰でも行うことができるが、口座からの引出や投資内容の変更、受益者の変更については、加入者しか行うことはできない。

運用商品の品揃えは、Capital Research & Management Company が運用する American Funds ファミリーである、ターゲット・デート・ファンド・シリーズ 7 本、ポートフォリオ・シリーズ 6 本、個別ファンド 25 本から構成されている。ターゲット・デート・ファンド・シリーズは、ライフサイクルファンドと同じ考え方の商品であり、進学期を目標に当初は高等教育費の上昇を上回るリターンを狙い、進学期が近づくにつれて次第に運用を保守化させ流動性を確保するというものである。ポートフォリオ・シリーズは、投資期間やリスク許容度に応じて投資目的（資産価値の増加や維持など）を設定し、定期的にそのポートフォリオをリバランスさせて目的と合致させるというものである。ターゲット・デート・ファンド・シリーズもポートフォリオ・シリーズも、複数の個別アメリカン・ファンズへ投資するファンズ・オブ・ファンズであり、1本のシリーズで幅広い分散投資が図れるようになっている。また投資家は、個別のアメリカン・ファンズを利用して、自らの目的に応じてカスタマイズ化したポートフォリオを構築することもできる。投資内容の変更は年一回行うことができ、受益者を変更する場合にも投資内容を変更することができる。

口座から資金を引き出す場合は、加入者が引出を申請する。その際には加入者が、引出金額、引出方法（どのファンドから、どのくらい（金額 / 割合））、どのように（一度に

¹⁰ バージニア州 529 プランへの拠出額は年間 4000 ドルまで州税課税所得から控除できる。年間 4000 ドルを超える部分は、将来の課税年度に持ち越し、課税所得から控除できる。加入者が 70 歳以上であれば、拠出額総額を当該年度または将来年度に控除することができる。運用益への州税は非課税、引出についても適格用途に用いられる限り州税は非課税となる。

¹¹ バージニア州 529 プランの全プログラムの合計資産残高である。上限額を超えると資金拠出はできなくなる。

／指定頻度で)) 支払形態(加入者の銀行口座への送金／小切手／他の 529 口座への移管／他の 529 以外の口座への移管、あるいは加入者以外への小切手) 資金受取先(加入者／受益者／学校)について、それぞれ指定する。納税手続きも加入者が行うことになる。

前述の通り、全米には 529 プランのプログラムが多数あるが、その中でも CollegeAmerica は、投資信託の格付け評価を行う Morningstar 社からも継続的に高く評価されている¹²。理由として、その強固な品揃えなど商品面での魅力に加えて、手数料が仲介型プログラムの中では最も低いものの一つであるだけに、長期的にアウトパフォームする可能性を高めている点を挙げている。また、同社は次の諸点も指摘している¹³。CollegeAmerica を提供する American Funds には、徹底したリサーチ重視の企業風土があり、才能ある人材を社内に留め奨励することに成功していること。American Funds では、1 つのファンドを複数のポートフォリオ・マネージャーで分担し、各マネージャーが自分の割当分を自らの裁量で投資する、独自の運用手法をとっており、非常に珍しいアプローチであるが着実なパフォーマンスを生んでいること。同社の投資文化は、長期的な思考を奨励していること。また、バージニア州 529 プランを統括する州組織である Virginia College Savings Plan から厚い信任を得ており、2027 年まで契約を延長していること。そのため加入者は自分の資産に関する混乱を心配することなく投資できること、である。

この他、CollegeAmerica が圧倒的なシェアを持つ理由として、アドバイザーに対するキャピタル・グループの支援体制が極めて充実している点が挙げられる¹⁴。同社では投資信託をアドバイザー経由でのみ販売しており、直接販売を手がけていないが、その理由は、同社の理念である長期運用・長期投資のためには、長期的な視点からのアドバイスも重要であり、個人への投資信託販売においてはアドバイザーが果たす役割も大切であると考えているからである。

同社の商品を扱うアドバイザーは全米で 15 万人であり、その中で 529 プランの重要性に共感したアドバイザーが同社の CollegeAmerica を全米で販売している。アドバイザーは他社商品も扱うことから、同社ではアドバイザーに数多くの商品の中から CollegeAmerica を選んで顧客に販売してもらうため、様々な支援を行っている。例えば、アドバイザーが顧客に販売しやすくするための販売支援キットや、居住州別のシミュレーションツールを提供している。長期運用を標榜する同社ならではの長期トラックレコードがあるからこそ提供できる資料も含まれており、商品の特徴を顧客に視覚的に訴えることができ、他社商品との差別化を図ることにもつながっていると見られる。また、アドバイザー向けの資料も工夫しており、顧客セグメントごとにアピールすべき点が異なることを踏まえた顧客訪問

¹² “Morningstar Names Best 529 College-savings Plans for 2012,” Morningstar, 2012/10/15
<http://news.morningstar.com/articlenet/article.aspx?id=570349>

¹³ “Profile of a Top College Savings Plan,” MorningstarAdvisor, 2011/5/27
<http://www.morningstar.com/advisor/t/45786620/profile-of-a-top-college-savings-plan.htm>

¹⁴ 以下は同社へのヒアリングに基づく。

資料や、アドバイザーが販売戦略を立てるためのマーケティング資料なども提供している。さらに、アドバイザーが CollegeAmerica を顧客に販売する際、手続き面からも取扱いやすいように、手続書類を改善し簡素化させる工夫を毎年重ねているほか、問い合わせに対応するためのコールセンターなど充実したインフラ体制を整えている。

このように同社では、アドバイザーが CollegeAmerica を顧客に勧めやすいようにすることと、アドバイザーに CollegeAmerica を選んでもらえるようにすることを目指して、アドバイザーを強力に支援していることが、CollegeAmerica の圧倒的なシェアの一因になっていると見られる。

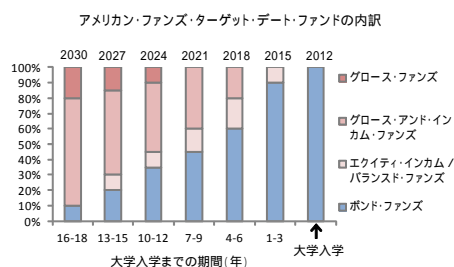
また同社は、CollegeAmerica を取り扱うことは、キャピタル・グループやアドバイザーにとっても重要な意味があると指摘している。そもそも、米国投資信託業界の三大企業の一つである同社が 529 プラン市場に参入したのは、同社が個々人の人生計画に必要な資産形成を手助けすることを目指し、長期投資という哲学に根ざした運用を行っているため、教育資金作りに関わることもその一環であり、使命でもあると考えたからだという。利用者は投資に不慣れな個人が多いと見込まれることから、同社が志向する「アドバイザーを通じて販売することの意義」に合致すると判断したとも述べている。また同社は、529 プラン市場への参入にあたり 10 州と面談し、同社の基本理念やアドバイザーを通じて販売することの意義に共感したバージニア州を選んだ、という経緯もある。

同社にとってのビジネス上のメリットは、大学進学時期を目指した資金は、急な解約がなく、安定的に積み上がっていく性質を持った資産を獲得できることである。また、アドバイザーにとってのメリットとして、複数世代との取引ができるようになること、顧客層を拡大させるだけでなく長期にわたる取引関係も築けることを挙げている。

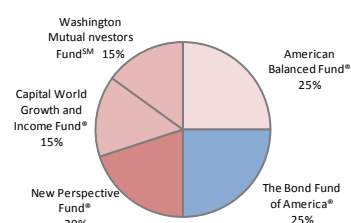
さらに、このようなビジネス上のメリットだけでなく、金融教育の普及の観点からも大きな役割を果たしていると、同社では指摘している。加入者である親世代や祖父母世代だけでなく、受益者である子世代も、自分と関わりのある資産であるという点で関心を持つようになり、その結果、複数世代に対する投資教育を兼ねることができるとのことである。

図表 15 バージニア州の CollegeAmerica の概要

加入資格	アメリカ合衆国市民または居住者	
販売方法	仲介型	
運営管理業者	American Funds Service Company, Capital Research & Management Company	
販売業者	American Funds Distributors	
拠出上限額	\$350,000	
最低拠出額	初回\$250、その後は\$50 (MMFは\$1000、雇用者提供制度の場合は\$25)	
手数料	□座開設料 \$10 □座維持手数料 \$10 / 年 運営費用 0.45 ~ 1.97 % 販売手数料 0.00 ~ 5.75 %	
運用商品	(1)アメリカン・ファンズ・ターゲット・デット・ファンド・シリーズ、(2)ポートフォリオ・シリーズ、(3)個別ファンド [ファンド一覧] (1)アメリカン・ファンズ・ターゲット・デット・ファンド American Funds College 2030 Fund SM American Funds College 2027 Fund SM American Funds College 2024 Fund SM American Funds College 2021 Fund SM American Funds College 2018 Fund SM American Funds College 2015 Fund SM American Funds College Enrollment Fund SM (2)アメリカン・ファンズ・ポートフォリオ・シリーズ American Funds Global Growth Portfolio SM American Funds Growth Portfolio SM American Funds Growth and Income Portfolio SM American Funds Balanced Portfolio SM American Funds Income Portfolio SM American Funds Preservation Portfolio SM (3)アメリカン・ファンズ (個別ファンド) グロース・ファンズ AMCAP Fund [®] EuroPacific Growth Fund [®] The Growth Fund of America [®] The New Economy Fund [®] New Perspective Fund [®] New World Fund [®] SMALLCAP World Fund [®] グロース・アンド・インカム・ファンズ American Mutual Fund [®] Capital World Growth and Income Fund [®] Fundamental Investors SM International Growth and Income Fund SM The Investment Company of America [®] Washington Mutual Investors Fund SM エクイティ・インカム・ファンズ Capital Income Builder [®] The Income Fund of America [®] バランスド・ファンズ American Balanced Fund [®] American Funds Global Balanced Fund SM ボンド・ファンズ American Funds Mortgage Fund [®] American High-Income Trust [®] The Bond Fund of America [®] Capital World Bond Fund [®] Intermediate Bond Fund of America [®] Short-Term Bond Fund of America [®] U.S. Government Securities Fund [®] マネー・マーケット・ファンド American Funds Money Market Fund [®]	



アメリカン・ファンズ・ポートフォリオ・シリーズの American Funds Balanced Portfolio の内訳



(出所) American Funds “Investing in their future”, “CollegeAmerica Program Description” より野村資本市場研究所作成

．カナダ

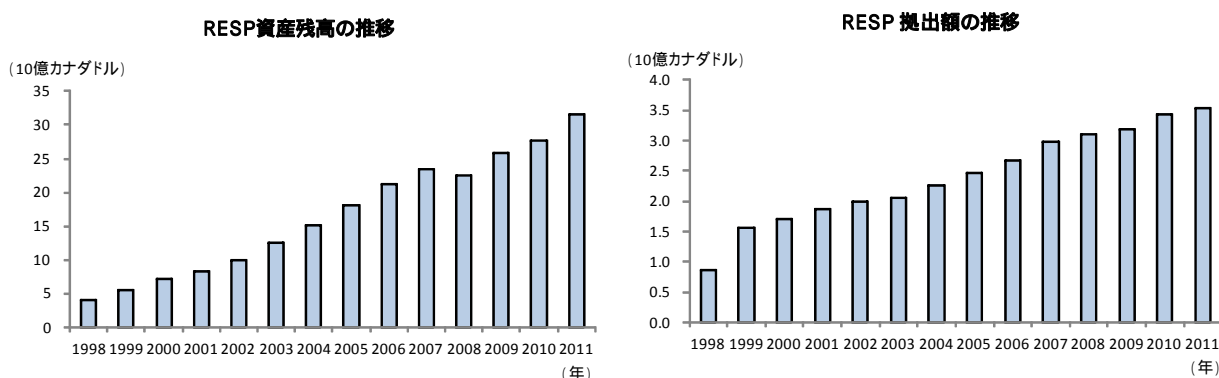
カナダにも、Registered Education Savings Plans (RESP) という米国 529 プランに類似した制度があり、子どもの将来の高等教育費に備えるうえで中心的な役割を果たしている。同制度も、親による教育資金形成と祖父母による資産移転の両方の目的で利用されている。

1 . RESP とは

RESP とは、カナダ政府によって認可され、税制上の優遇措置が付与された高等教育資金形成制度である。親や祖父母等が資金を拠出し、子や孫の将来の高等教育費に備えるために利用されることが多く、利用者の所得制限がなく、政府給付金の付与や運用益の課税繰延など魅力も多いことから、広く利用されている制度である。

RESP は 1974 年にカナダ政府によって導入された。導入後しばらくは資産規模が伸び悩んでいたが¹⁵、その後 90 年代と 2000 年代に次々と導入された税制優遇措置によって拡大に弾みがついた。特に 1998 年には、政府給付金である Canada Education Savings Grant (CESG) が導入され、RESP 口座へ家計が拠出すると政府から給付金が付与されるようになったことから、家計による RESP の利用と早期拠出が促された。また、低所得層における RESP 口座の利用を促すために、2004 年には Canada Learning Bond (CLB) が導入され所得に応じた給付金が付与されることになり、さらに 2005 年には Additional CESG (ACESG) が導入され CESG についても所得に応じて給付額が上乘せされることとなった。また拠出上限額についても、高等教育機関の授業料高騰に対応して 1996 年と 2007 年に引き上げられ、家計が利用しやすい制度へと改善された。

図表 16 RESP の資産残高と拠出額の推移



(注) 政府給付金を RESP 口座に受給した人のみを対象としている。

(出所) Human Resources and Skills Development Canada “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011”
より野村資本市場研究所作成

¹⁵ Donnelly, Maureen, Robert Welch and Allister Young(1999)では、受益者が進学しなかった場合に口座運用益が追加課税される可能性があるため家計が利用しなかったことを理由に挙げている。

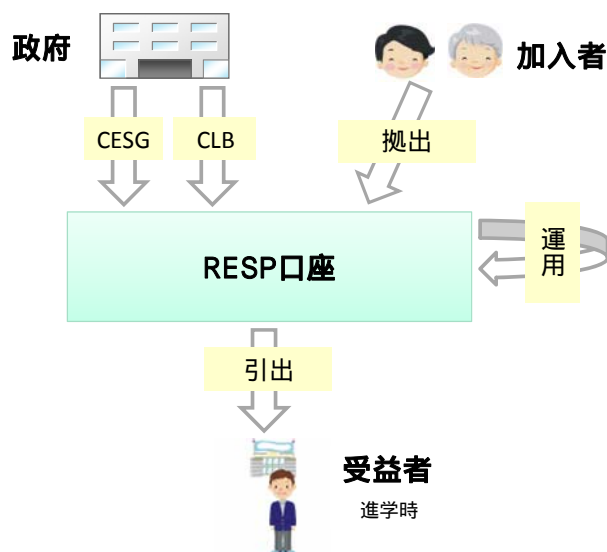
このような制度改革を背景に、RESPの資産残高は過去10年間で3.2倍へと増加しており、金融危機を経ても資産残高の増加トレンドは続いている(図表16)。2011年末の資産残高は316億カナダドル、年間拠出額は35億カナダドル、RESP口座への年間平均拠出額は1453カナダドルである。

図表17 RESP概要

概要	
カナダ政府によって設立される高等教育資金形成制度。 カナダ政府から給付金(CLB、CESG)が付与、州政府から給付金が付与される州もある。	
拠出	
加入者	親・祖父母が中心。プランによっては第三者も可。所得制限なし。
受益者	子・孫が中心。加入者自身の利用も可。
拠出者	誰でも可。
方法	一括または定期的。
初回拠出額	プランによって異なる。ゼロのところもある。
拠出上限額	受益者一人につき拠出合計額5万ドルまで。
所得控除	なし。
給付金	カナダ政府から毎年付与、州政府も付与する州もある。
運用	
口座所有・管理方法	加入者。 加入者がプランの品揃えの中から選択。
受益者の変更	可能であることが多い。
運用益課税	なし(繰延)。
引出	
方法	加入者がRESP取扱業者に必要書類と共に引出申請する。
用途	適格用途に限る(高等教育費)。 適格用途外の場合は通常の所得税に加えて追加課税。
引出金課税	拠出合計額を除いた額に課税(受益者の所得として)

(出所) 野村資本市場研究所作成

図表18 RESPの仕組み



(出所) 野村資本市場研究所作成

2 . RESP の仕組み

RESP の仕組みは図表 17、図表 18 に示した通りである。以下では資金拠出、資金運用、資金引出の各段階における概要を述べる。

1) 資金拠出

RESP 口座は、加入希望者が認定取扱業者に申請して開設する。認定取扱業者とは、政府に認可された銀行や信用組合などの金融機関、認可ファイナンシャルプランナー、グループプラン運営業者である。口座を開設するには、加入者と受益者がカナダ居住者であり、それぞれの社会保険番号が必要になる。資金拠出方法はプランによって異なるが、一括または定期的に拠出することができる¹⁶。年間の拠出額の上限はないが、一人の受益者に対する生涯拠出上限額は 5 万カナダドルである¹⁷。同一受益者のために複数の RESP 口座を開設することはできるが、その場合でも拠出上限額は合計で 5 万カナダドルである。拠出額の所得控除はできない。

RESP 口座に対し、カナダ政府から給付金が付与される¹⁸。給付金には Canada Education Savings Grant (CESG) と Canada Learning Bond (CLB) があり、下記のように定められている。

CESG

CESG には、Basic CESG と Additional CESG がある (図表 19)。給付対象は、17 歳以下の子である。Basic CESG は、年間 2500 カナダドルまでの家計の資金拠出に対して、世帯所得にかかわらず政府からその 20% が給付されるというもので、最高 500 カナダドルが RESP 口座へ給付される。子一人に対する生涯給付額上限は、7200 カナダドルである。

さらに Additional CESG が、世帯所得が年間 8 万 5414 カナダドル以下の子の RESP 口座に対して給付される。世帯所得が 4 万 2707-8 万 5414 カナダドルであれば、積立金額の最初の 500 カナダドルに対して 10% (50 カナダドル) 上乗せ、世帯所得が 4 万 2706 カナダドル以下の場合には 20% (100 カナダドル) 上乗せされる。

2011 年年間では、CESG は 7 億 300 万カナダドル給付され、そのうち 6 億 5800 カナダドルが Basic CESG である (図表 20)。受給者数は 231 万人であり、そのうち 161 万人が Basic CESG のみ受給した。CESG の新規受給者は 27.3 万人であり、その平均年齢は 3.58 歳となっている。また、2011 年末時点での CESG 対象者 692 万人のうち、CESG を一度でも受給したことがある人は 302 万人であり、参加率は 43.6% となっている。

¹⁶ 家族プランの場合、資金拠出は受益者が 31 歳になるまで、RESP 口座の存続期間は最長 35 年と定められている。ただし RESP 口座の資産移管は受益者が 31 歳以上でも認められている。

¹⁷ 年間拠出額上限は、1996 年が 2000 カナダドル、1997-2006 年が 4000 カナダドル、2007 年以降は上限が撤廃された。生涯拠出額上限は、1996-2006 年が 4.2 万カナダドル、2007 年から 5 万ドルとなった。なお、この金額には政府給付金は含まれない。

¹⁸ アルバータ州とケベック州では州政府からも給付金が付与される。

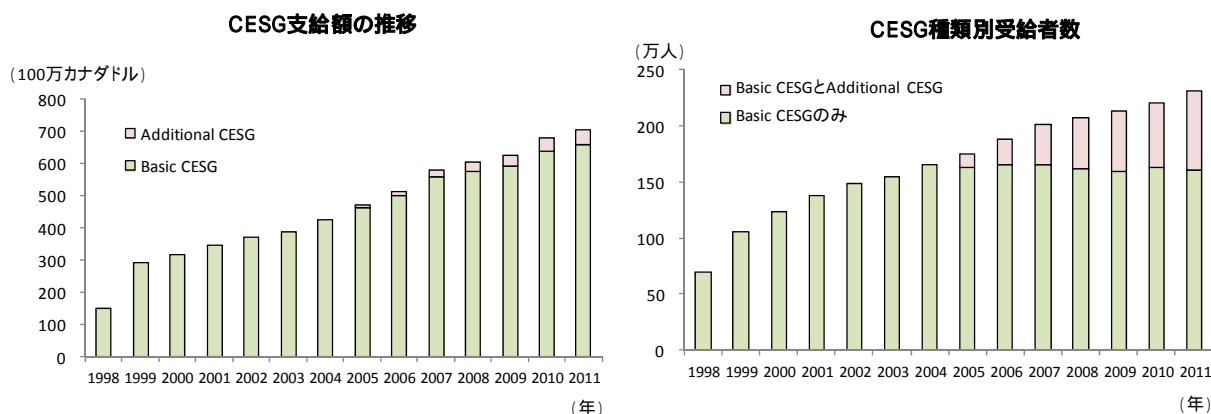
図表 19 CESG の給付条件

2012年の世帯所得	42,706ドル以下	42,707～85,414ドル	85,414ドル超
RESP年間拠出額(最初の)500ドルに対して支給されるCESG	40% = 200ドル	30% = 150ドル	20% = 100ドル
RESP年間拠出額501ドル～2,500ドルに対して支給されるCESG	20% = 400ドル	20% = 400ドル	20% = 400ドル
所得と拠出額に応じて年間で受給できるCESGの最高額	600ドル	550ドル	500ドル
生涯で受給できるCESGの最高額	7200ドル	7200ドル	7200ドル

(注) 単位はカナダドル。上記は Basic CESG と Additional CESG の合計給付額を示している。

(出所) Canada Revenue Agency ウェブサイトより野村資本市場研究所作成

図表 20 CESG の支給額と受給者数の推移



(出所) Human Resources and Skills Development Canada “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011”より野村資本市場研究所作成

CLB

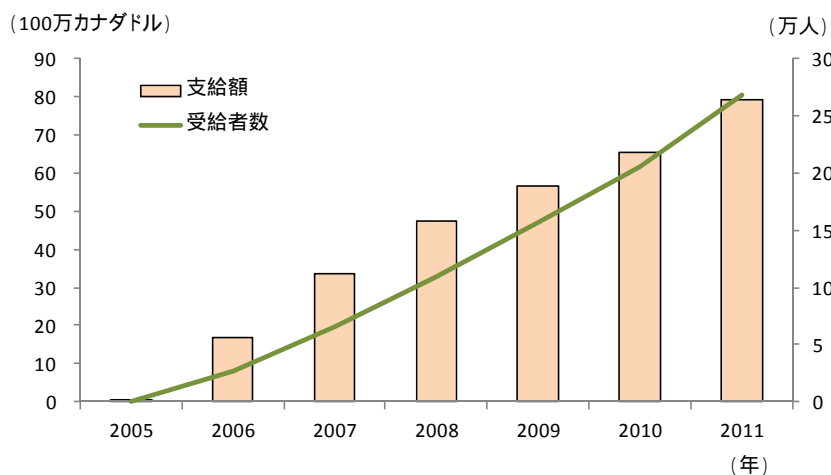
CLB は中程度以下の所得層に対して、子どもの将来の高等教育費のために早期からの貯蓄を奨励することを目的にした給付制度である。National Child Benefit Supplement (NCBS)¹⁹ の受給資格がある世帯であれば、2004年1月1日以降に生まれた子に対して500カナダドルと、RESP口座開設料として25カナダドルが給付される。その後は子が15歳になるまで毎年100カナダドル、生涯給付上限額は2000カナダドルである。給付金を受け取るには、RESP口座を開設していることが条件になる。

2011年年間では、26万8300人の子どもが7902万カナダドルを受給した(図表21)。また、CLBを受給するためにRESP口座への拠出が必ずしも求められるわけではないが、CLB受給者の81.7%が拠出しており、拠出平均額は1005カナダドルである。また、制度導入後

¹⁹ NCBSは連邦政府と地方政府が協同で子どもの貧困削減を目指すための取組みであるCanada Child Tax Benefit (CCTB)の一環である。

の累計では、CLB 受給者は 38 万 6925 人にのぼり、給付対象者の 24.4%が受給したことになる。

図表 21 CLB の支給額と受給者数の推移



(出所) Human Resources and Skills Development Canada “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011”より野村資本市場研究所作成

2) 資金運用

RESP 口座の所有者は加入者であり、加入者が運用先を選択する。RESP 口座で資金を運用するプランとしては、家族プラン、個人プラン、グループプランの三種類に大別される。家族プランでは、複数の受益者を指定することができ、受益者は加入者の血縁関係者(子、孫、兄弟姉妹など、養子も対象)である必要がある。また受益者は指名される時点で 21 歳未満でなくてはならない。個人プランでは、受益者は一人だが、血縁関係は問われない。年齢制限もなく、社会人が自分自身のためにも利用することができ、入金額の変更も自由なものが多い。このプランは、銀行や信用組合、証券会社、投資信託の運用会社などが提供しており、加入者はプランで提供される運用商品(預金、債券、GIC、投資信託、株式)の中から資金運用先を選択することになる。グループプランは、受益者は一人だが、血縁関係は問わない。プランはグループ・プラン・ディーラーによって提供・運用されており、同じ年に生まれた子どもへの拠出金はまとめて運用される。多くの場合、加入者は一定期間に定期的な拠出が求められ、その資金はプラン運用者に委ねられ低リスクで運用される。いずれのプランにおいても、RESP 口座で資金を運用するには、運用益は課税されずに繰り延べられる。

3) 資金引出

RESP 口座から高等教育資金として資金を引き出すには、受益者が適格な高等教育機関²⁰に入学している必要がある。加入者が RESP 取扱業者に引出申請書と入学証明書を提出する必要があるが、用途を証明するための領収書は求められない。加入者が資金の引出方法や解約商品を指定し、加入者の指示により資金が受益者に送付される。引出額にも規定があり、新学期最初の 13 週以内では、政府給付金や運用益から最高 5000 カナダドルを引き出すことができる。元本からの引出や、13 週以降の引出については、制限はない。

引出資金は受益者が自らの所得として申告するため、所得税率は大抵の場合、加入者の税率よりも低くなる。課税対象は、政府給付金と繰り延べられた運用益であり、拠出元本は課税されない²¹。仮に、受益者としていた子が高等教育機関へ進学せず RESP 口座資金を使用しない場合には、税制上の優遇措置を維持したまま受益者を兄弟姉妹へ変更することも可能である²²。

高等教育資金以外の目的で引出す場合は、一定の条件を満たす必要がある²³。この場合、拠出金は課税されずに加入者が受け取れるが、政府給付金は政府へ返還しなくてはならない²⁴。政府給付金を含めた RESP への拠出の運用益である AIP(Accumulated Income Payment) を高等教育資金以外の目的で引き出す場合、加入者は以下の二つの方法で受け取ることができる²⁵。

現金：受け取った年の加入者の所得として所得税に加えて 20%のペナルティ課税を払うことにより、現金で受け取ることができる。

RRSP への移管：加入者本人または配偶者の年金積立プラン (Registered Retirement Savings Plan: RRSP) へ、生涯最高 5 万ドルまで移すことができる²⁶。この場合、所得税と 20%のペナルティは課されない。

なお、受益者に EAP を受け取る資格がなく、加入者に AIP を受け取る資格がない場合、加入者が指定したカナダ認定教育機関に AIP が支払われる²⁷。

²⁰ 大学、カレッジ、カナダ人的資源・技能開発省の認定校。海外校の場合は、高校卒業後に進学する大学相当の高等教育機関で 13 週間以上のコースがあるもの。

²¹ 課税対象となる前者は EAP (Educational Assistance Payment)、拠出元本は PSE (Post-Secondary Education Payment) と表記される。

²² ただし新しい受益者は 21 歳未満でなくてはならない。

²³ 次の全ての条件を満たす必要がある。支払はカナダ在住の RESP 加入者のためになされること、支払は RESP 加入者一人だけのためになされること、次の条件のいずれかを満たすこと：(1)RESP 口座開設後 10 年以上経過しており、受益者が 21 歳以上であり EAP を受け取ることができないこと、(2)RESP 口座が開設後 35 年以上 (家族プラン以外は 40 年以上) 経過していること、(3)全ての受益者が死亡していること。

²⁴ CESG については受益者の兄弟姉妹に給付余地がある場合は移管できる。

²⁵ 最初の AIP 引出が行われた年の翌年 2 月末までに RESP は終了されなくてはならない。

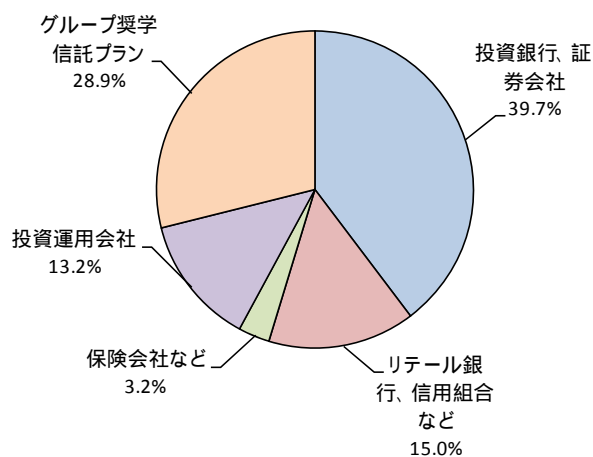
²⁶ ただし、加入者の RRSP への拠出余地が十分なくてはならない。なお、加入者が RESP 口座資産を RRSP 口座へ移管する際、同じ金融機関にある口座間で移す場合等は、資産をそのまま移すことも可能である。

²⁷ 加入者が指定しなければ、RESP 口座のある金融機関が選択する。

3 . RESP の提供者と RESP の事例

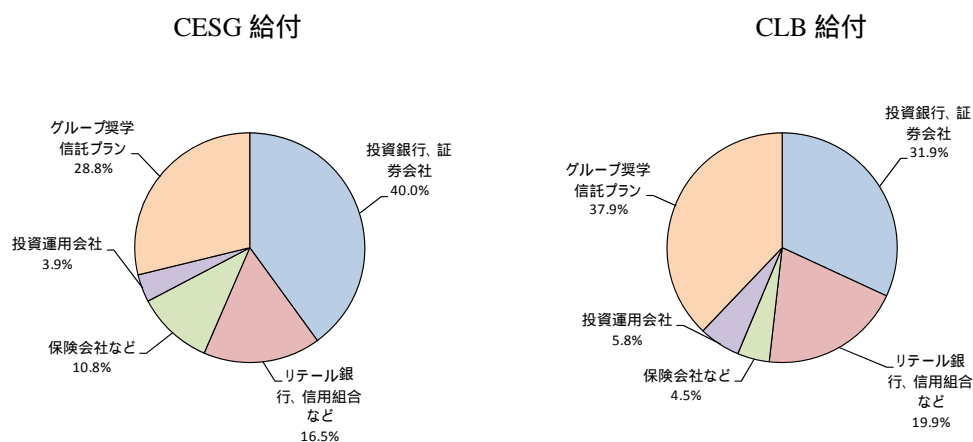
RESP 提供者別の RESP 資産額シェアは図表 22 の通りである。最も大きなシェアは投資銀行・証券会社（39.7%）であり、次いでグループ奨学信託プラン（28.9%）となっている。また図表 23 に示した、RESP 提供者別の CESG や CLB の給付シェアを見ると、CESG 給付については、投資銀行・証券会社のシェアがやや大きくなる（40.0%）。これに対し CLB 給付については、投資銀行・証券会社のシェアは小さくなり（31.9%）、グループ奨学信託プランが最大のシェアを持つようになっている（37.9%）。

図表 22 RESP 提供者別の RESP 資産残高シェア



(出所) Human Resources and Skills Development Canada “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011”より野村資本市場研究所作成

図表 23 RESP 提供者別の CESG と CLB 給付シェア



(出所) Human Resources and Skills Development Canada “Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011”より野村資本市場研究所作成

以下では RESP を提供する金融機関の代表例として TD Canada Trust の事例を紹介する。同社では、個人プランと家族プランを提供している。

RESP 口座は、加入者が支店訪問もしくは電話を通じて申請し、開設する。申込み時には、加入者と受益者の社会保険番号が必要であり、将来必要となる貯蓄額を推定し、予算に合った拠出スケジュールを選択し、個人プランと家族プランのいずれかを選択する。また、自分に受給資格がある政府給付金を確認する。

TD Canada Trust が提供する RESP 運用商品は、TD Guaranteed Investment Certificates (GICs)、TD Mutual Funds RESP、TD Waterhouse RESP の三種類である。は元本(初回拠出額)が 100%保証されるもので、固定金利もしくは変動金利の GICs を選ぶことができる。様々な投資期間・金利の商品が用意され、フレキシブルな投資が可能である。手数料はかからない。は投資信託が中心で、幅広い投資先を選択でき、積極運用の投資信託を通じてプロの運用の恩恵を享受することもできる。投資を行うにあたり、投資期間とリスク許容度についてのスコアを計算し、適切な商品を選ぶ指針として利用することができる。加入者自身で単独もしくは複数の投資信託を組み合わせることもできるが、プロの運用マネージャーが TD の複数のファンドに分散投資する all-in-one の投資ソリューションである、TD Comfort Portfolios を選択することもできる。は非常に幅広い種類・投資先の運用商品から投資先を選択することができる。年間管理手数料は 50 カナダドルかかるが、RESP 口座に 2 万 5000 カナダドル以上の残高があれば手数料は免除される。

口座資金を高等教育資金として引き出すには、加入者が引出申込み用紙と受益者の入学証明書類を提出して申請する。加入者が資金の引出方法や解約商品を指定し、加入者の指示により資金が受益者に送付される。

．英国

英国にも、米国 529 プランやカナダ RESP と類似した制度であるジュニア ISA (Junior Individual Savings Account) が導入されている。これは、子どもの将来のための資産形成を奨励するための制度であり、親による資産形成と祖父母による資産移転両方の目的で利用されている。ただし米国やカナダと異なり、用途は教育に限定されていない。

1 . ジュニア ISA とは

ジュニア ISA は、子どもの将来のための税制優遇の付された資産形成制度であり、2011 年 11 月 1 日から導入された、まだ新しい制度である。対象者は、英国在住の 18 歳未満の子供である²⁸。親や祖父母などが資金を拠出し、子や孫の将来のために利用されることが多く、利用者の所得制限はない。

英国ではジュニア ISA が導入されるまでは、子どものための資産形成手段としてチャイルド・トラスト・ファンド (Child Trust Fund、以下 CTF) が利用されてきた。これは 2004 年 5 月 13 日に成立した The Child Trust Funds Act 2004 に基づく制度であり、全ての子どもが 18 歳になる時点で資産を持っていること、貯蓄の利点を理解し貯蓄習慣を身につけられるようにすること、金融の仕組みを理解できるようにすることを意図して、ブレア政権 (労働党) によって 2005 年 1 月 11 日から導入されたものである²⁹。

しかし英国の財政状況が悪化する中で、CTF の給付金に対する批判もあり、2010 年 5 月 6 日に発足したキャメロン政権 (保守党、自由民主党との連立) は、同年 5 月 24 日に CTF の給付金額の削減と停止を発表した³⁰。これは、巨額の財政赤字に対処するための歳出削減策の一環であり、CTF の給付削減により同年は 3.2 億ポンド、翌年から 5 億ポンド以上の削減を見込むものであった。2010 年 12 月に成立した The Saving Accounts and Health in Pregnancy Grant Act 2010 により、2011 年 1 月以降は新たな CTF 口座の開設や CTF 口座への給付が停止され、既存の CTF 口座だけが維持されることになった。

2010 年 10 月 26 日、政府はジュニア ISA の導入を提案した³¹。発表に際して Hoban 財務省金融担当副大臣は、CTF の給付金廃止により歳出を削減させることができる一方で、ジュニア ISA の導入により、全ての親に子どもの将来のための資産形成へ向けた明確な手段を提供できると述べている。拠出限度額については、2011 年 3 月 31 日に公表されたジュニア ISA の規則案では年間 3000 ポンドとされていたが³²、その後パブリックコメントで寄せ

²⁸ チャイルド・トラスト・ファンド対象者は除かれる。

²⁹ 最初の政府給付金と加入者の拠出は 2005 年 4 月 6 日から可能となった。

³⁰ 2010 年 8 月 1 日以降に生まれた子どもについては、誕生時の給付金を 250 ポンドから 50 ポンドへ (低所得世帯は 500 ポンドから 100 ポンドへ) 引き下げ、7 歳時の給付金を停止すること、2011 年 1 月から全ての給付金を停止すること、が発表された。 http://www.hm-treasury.gov.uk/d/press_04_10.pdf 参照。

³¹ “Financial Secretary to the Treasury announces new tax-free savings account for children,” HM Treasury Press notices 10/26/2010 http://www.hm-treasury.gov.uk/press_57_10.htm

³² “Financial Secretary sets out details for Junior ISA,” HM Treasury Press notices 3/31/2011 http://www.hm-treasury.gov.uk/press_35_11.htm

られた意見が考慮され、2011年7月27日に成立した The Individual Savings Account Regulations 2011 では年間 3600 ポンドへと引き上げられた。また、既存の CTF 口座への拠出上限額についても、それまでの 1200 ポンドからジュニア ISA と平仄を合わせて 3600 ポンドへ引き上げられることになった。

2011年11月1日、ジュニア ISA が導入された³³。政府によると、ジュニア ISA の利用対象者は約 600 万人であり、その後毎年約 80 万人の子供が追加的に利用できると見込まれている。導入から 2012年4月5日までの期間におけるジュニア ISA への拠出額は 1 億 1500 万ポンド、口座数は 7.1 万口座である（図表 24）。口座当たりの平均拠出額は 1623 ポンドである。

図表 24 ジュニア ISA の資産額と口座数

ジュニアISAの規模

資金が拠出された口座数 (単位:千口座)			拠出額 (単位:百万 £)			1口座当たりの年間平均拠出額 (単位: £)		
預金型	株式型	合計	預金型	株式型	合計	預金型	株式型	合計
n/a	n/a	71	n/a	n/a	115	n/a	n/a	1,623

(注) 2011年11月1日から2012年4月5日までの合計額。

(出所) HM Revenue & Customs “Individual Savings Account (ISA) Statistics”より野村資本市場研究所作成

2. ジュニア ISA の仕組み

ジュニア ISA の仕組みは図表 25、図表 26 に示した通りである。以下では資金拠出、資金運用、資金引出の各段階における概要を述べる。

1) 資金拠出

ジュニア ISA の口座は、親など親権者が加入者となり、子を受益者として口座を開設する。加入者の所得制限はなく、16 歳以上の子は自分で口座を開設することもできる。受益者の対象は 18 歳未満の英国在住の子どもであり、CTF 口座対象者は除かれる。口座は子一人につき預金ジュニア ISA と株式ジュニア ISA をそれぞれ一つずつしか開設できない。ジュニア ISA は ISA 口座を提供する金融機関³⁴の多くが提供しており、2012年1月時点では預金ジュニア ISA は 24 社、株式ジュニア ISA は 39 社が提供している³⁵。口座への資金拠出は、祖父母や第三者など誰でも行うことができる。拠出額は所得控除できない。拠出方法

³³ “Junior ISAs launch today to help parents save for their children’s future” HM Treasury Press notices 11/1/2011 http://www.hm-treasury.gov.uk/press_118_11.htm

³⁴ FSA から ISA マネージャーとして認可を受けた、銀行、ビルディング・ソサイエティ、クレジット・ユニオン、フレンドリー・ソサイエティ、証券会社など。

³⁵ 出所は Tax Incentivised Savings Association。 http://www.tisa.uk.com/jisa_providers.html

は、一括または定期的に拠出することができ、拠出上限額は年間 3600 ポンドである。この上限額は 2013 年 4 月 6 日³⁶からは消費者物価指数に連動して毎年見直されることになる。祖父母世代にとっては、贈与税の年間非課税枠である 3000 ポンドを利用するうえでの有用な手段になっていると見られている³⁷。

2) 運用

口座資産の所有者は受益者であり、口座管理は受益者が 16 歳になるまでは加入者（登録者）が行う。子が 16 歳になると子本人が口座管理を行うこともできる。運用商品については、預金型ジュニア ISA では預金や MMF などの金融商品、株式型ジュニア ISA では上場株式、公社債、投資信託、保険などの金融商品に投資でき、当該金融商品から生じる利子、配当、譲渡益は非課税となる。口座資産を預金ジュニア ISA と株式ジュニア ISA との間で移すことも可能である。また一旦、口座を開設した後で、他の金融機関へ口座を移すこともできる。その場合、口座にある資産全てとその後の拠出を、新しい金融機関へ移管しなくてはならないが、手数料はほとんどかからない。

3) 引出

口座資産は原則的に、受益者である子が 18 歳になるまで引き出すことができない³⁸。受益者が 18 歳に達すると本人の意思で自由に引き出すことができるようになり、ジュニア ISA は自動的に ISA に移管される³⁹。引き出された資金の用途に制限はない。

なお、後述する CTF も、ジュニア ISA 同様に 18 歳まで資金が引き出せない制度設計となっている。CTF 対象の家計への調査によると、貯蓄目的として最も意識されているのは教育資金であり、他の資産形成手段に比べてもその意識が強い（図表 27）。そのため、ジュニア ISA についても、利用家計の貯蓄目的として教育資金が特に意識されていると考えられる。

³⁶ 英国の課税年度は 4 月 6 日から始まる。

³⁷ 例えば“Junior Isas yet to come of age” Financial Times 10/26/2012 参照。なお、この非課税枠は、未使用分は 1 年間持ち越すことができる。

³⁸ 受益者が死亡や重度の障害に至った場合を除く。

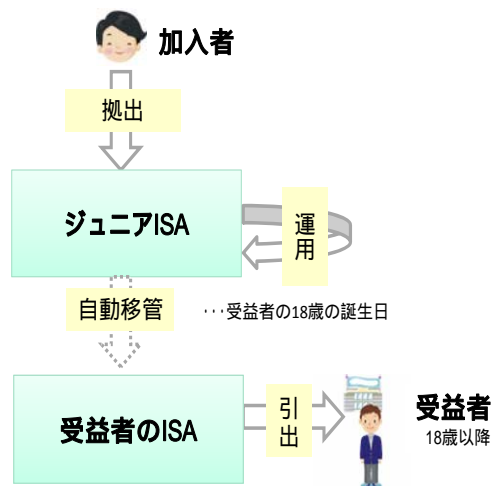
³⁹ 預金型 ISA は 16 歳から開設できるため、16 歳から 18 歳になるまではジュニア ISA と預金型 ISA 両方を持つことが可能となる。

図表 25 ジュニア ISA の概要

概要	
英国政府によって設立される子どものための資産形成制度。 政府給付金は付与されない。チャイルド・トラスト・ファンド (CTF) 対象者は除かれる。	
拠出	
加入者	親権者。16歳以上の子は自分で口座開設も可。所得制限なし。
受益者	18歳未満の英国在住の子で、CTF口座保有者を除く。
拠出者	誰でも可。
口座数	子一人につき、預金JISAと株式JISAを各一口座持てる。
方法	一括または定期的。
初回拠出額	株式JISAの場合、一括の場合は500ポンド、毎月の場合は50ポンドが多い。
拠出上限額	年間3600ポンド。(消費者物価指数に連動して毎年決定)
所得控除	なし。
給付金	なし。
運用	
口座管理	加入者。ただし16歳に達すれば受益者も可。
口座資産所有者	受益者。
方法	金融機関が提供する品揃えから加入者が選択。
運用益課税	なし。
引出	
方法	受益者が18歳に達してから金融機関に必要書類と共に引出申請する。 引き出さなければ受益者のISAへ自動移管。
中途引出	原則不可。
用途	制限なし。
引出金課税	なし。

(出所) 野村資本市場研究所作成

図表 26 ジュニア ISA の仕組み



(出所) 野村資本市場研究所作成

図表 27 英国における子どものための貯蓄目的

	チャイルド・トラスト・ファンド	その他の預金	その他の投資
教育資金	64%	31%	29%
自動車・オートバイ購入資金	34%	18%	15%
住宅資金	23%	13%	10%
貯蓄・投資の継続	19%	2%	15%
広く子どもの将来のため	12%	63%	29%
運転免許取得資金	12%	6%	2%
用途は子どもに任せる	11%	19%	18%
回答数	2,027	913	312

(注) チャイルド・トラスト・ファンド口座保有資格のある子供の親が対象の調査結果。複数回答可。
(出所) Kempson, Elaine, Andrea Finney and Sara Davies (2011) より野村資本市場研究所作成

3. チャイルド・トラスト・ファンド

ジュニア ISA が導入されるまで利用されてきた CTF は、2002 年 9 月 1 日から 2011 年 1 月 2 日までに生まれた英国在住の全ての子どもを対象とする制度である⁴⁰。CTF では子の誕生時と 7 歳の誕生日の 2 回にわたり、英国政府から給付金として 250 ポンド⁴¹のバウチャーが親に支給される。CTF 口座は親が子のために金融機関で開設し、給付金と自らの拠出金を口座で運用するが、口座での運用益は非課税となる。親が CTF 口座を開設しない場合は、政府が子どものために口座を開設する。CTF にはステークホルダー口座と非ステークホルダー口座（株式口座、預金口座）があり、ステークホルダー口座では、複数の企業へ投資することと、子が 13 歳に達すると低リスク資産に資金を移すことが求められ、全ての CTF 提供機関が提供することとなっている。

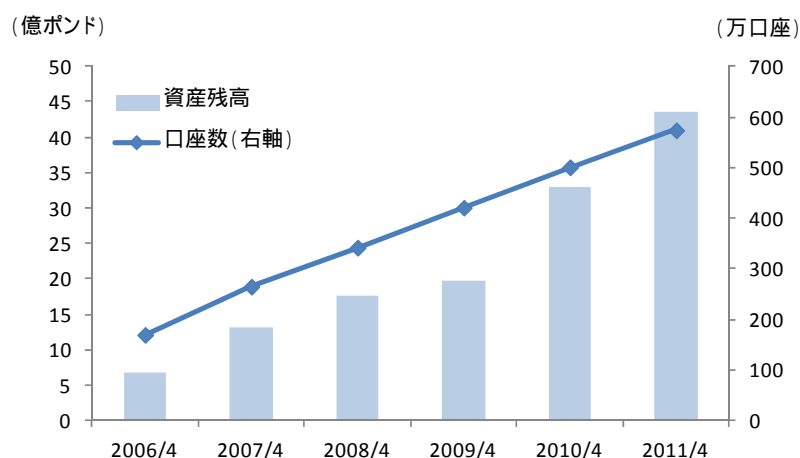
拠出は誰でも行うことができる。口座への拠出額上限は当初は年間 1200 ポンドであったが、2011 年 11 月からのジュニア ISA 導入に合わせて 3600 ポンドへと引き上げられた。口座資金は受益者が 18 歳になるまで引き出すことができない点は、ジュニア ISA と共通する。

ジュニア ISA 導入後も、既に開設された CTF 口座は存続しており、現在は両方の制度が併存する形になっている。2011 年末では資産残高は 43.6 億ポンド、口座数は 574 万口座である（図表 28）。

⁴⁰ 同期間に生まれた子どもは親が CTF 口座を開設をしていなくても政府が開設しているためジュニア ISA を利用することができない。

⁴¹ 低所得世帯（2010/4/6-2011/4/5 は 1 万 6190 ポンド以下、2009/4/6-2010/4/5 は 1 万 6040 ポンド以下）の場合は 50 ポンド上乗せされた。

図表 28 チャイルド・トラスト・ファンドの資産残高と口座数



(出所) HM Revenue & Customs “Child Trust Fund Statistical Report”より野村資本市場研究所作成

4. ジュニア ISA の事例

以下では、株式ジュニア ISA を提供する金融機関の事例として、Fidelity の事例を紹介する。

同社で株式ジュニア ISA を開設するには、親権者である加入者が申込書に記入して小切手を送付するか、電話を通じて申請しデビットカードで支払う。口座開設後に加入者が追加で拠出する場合は、オンライン、電話（デビットカード払い）、郵便（指定申込書と小切手を送付）の三通りで行うことができる。加入者以外が拠出する場合は、電話か郵便を通じて行うが、その際、加入者（登録者）の承認を得る必要がある。

ジュニア ISA の運用商品として、ISA と同じ運用商品が提供されており、加入者は運用会社 70 社が運用する 1200 本以上の投資信託から運用先を選ぶことができる。商品を購入する際、手数料はかからない。口座への拠出は、一括拠出の場合は 500 ポンドから、定期拠出の場合は毎月 50 ポンドからである。ジュニア ISA が導入された 2011 年 11 月 1 日から 2012 年末までの期間に同社で最も多くの資金が流入した商品は、Fidelity MoneyBuilder UK Index Fund であり、次いで Fidelity MoneyBuilder Asset Allocator Fund、Fidelity South East Asia Fund であった。前者は FTSE 全株指数のパフォーマンスに連動することを目指すもので、比較的高リスク・高リターンが期待される商品である。

また同社では、Fidelity 以外の運用会社の投資信託も扱っている。同期間に最も多くの資金が流入した運用商品は、Invesco Perpetual High Income Fund であり、次いで First State Global Emerging Mkts Leaders Fund、First State Asia Pacific Leaders Fund であった。前者は、高配当と価格上昇の両方を狙い、英国を中心に海外の企業も投資対象とするもので、比較的高リスク・高リターンが期待される商品である。

受益者が 18 歳になると、ジュニア ISA は自動的に ISA へ切り替わる。受益者は、申請すればいつでも資金を引き出すことができ、そのまま ISA で資金運用を続けることもできる。

．フランス

フランスには、ここまで見てきた米国、カナダ、英国のような、子どもの教育のための資産形成や資産移転を促すような税制上の優遇制度は導入されていない。その背景には、高等教育費が比較的安価であることが考えられることから、以下では、高等教育に係る費用の現状と、高等教育 / 職業訓練に係る税制優遇制度について紹介する。

1．高等教育に係る費用

フランスの高等教育進学に必要な費用の概算は、図表 29 の通りである。フランスでは高等教育は国民教育の一部であるとして、原則的に授業料は徴収されておらず、登録料を徴収されることが多い。大半の公立校の場合、登録料は近年上昇しているものの、教育を受けるために必要な経費を合わせても、教育費自体は 1000 ユーロ程度となっている。

図表 29 フランスの年間高等教育費

フランスの高等教育費用(2006-2007(9ヶ月))

		公立 (低)	公立 (中)	公立 (高)	私立 (低)	私立 (高)
教育費	登録手数料	€150	€270	€0	€0	€0
	授業料	€0	€0	€5,300	€4,500	€7,500
	その他手数料	€50	€50	€50	€0	€0
	健康保険	€350	€350	€350	€350	€350
	教科書等 その他の教育費	€450	€450	€450	€450	€450
	教育費計	€1,000	€1,120	€6,150	€5,350	€8,350
生活費	家賃	€0	€2,660	€3,000	€3,500	€4,200
	食費	€900	€1,800	€1,800	€1,800	€2,000
	交通費	€405	€780	€780	€780	€1,000
	その他の個人的な経費	€1,800	€1,800	€2,000	€1,800	€2,000
	生活費計	€3,105	€7,040	€7,580	€7,880	€9,200
合計		€4,105	€8,160	€13,730	€13,230	€17,500

(出所) The International Comparative Higher Education and Finance Project, “Higher Education Finance and Cost-Sharing in France”より野村資本市場研究所作成

2. 高等教育 / 職業訓練に係る税制優遇制度

高等教育や職業訓練費用に関する税制上の施策としては、税額控除が中心となっている⁴²。

1) 高等教育費の所得税額控除

対象は高等教育で、高等教育機関で学ぶ子を扶養する納税者は、教育段階に応じて定額の税額控除を利用できる。一人当たりの税額控除額は、子がカレッジに通う場合は 61 ユーロ、グラマースクールや職業訓練校・技術学校に通う場合は 153 ユーロ、大学以上に通う場合は 183 ユーロである。

2) 教育ローン金利の税額控除/繰延

対象はフランスまたは海外の高等教育である。教育費を銀行ローンで賄っている学生は、教育ローンの金利を税額控除できる。最初の5年間に支払った金利合計額に基づき、年間1000ユーロの上限ないで年間支払金利の25%相当額が年間税額控除額となる。教育ローン利用者は独立した納税者になった時に、税額控除の恩恵を(繰延で)受けることができる。

3) 実習生賃金の課税所得からの控除

実習契約が対象。実習生か実習生を扶養する両親は、実習契約で得た賃金を課税所得から控除できる。控除額の上限は年間最低賃金と同額であり、納税者は控除額を超える分だけ申告する。実習制度を促進させることを目的とした制度である。

4) 在学期間中に得た賃金の課税所得からの控除

高等教育が対象。26歳以下の高等教育を受けている学生で仕事を持っている人(被扶養者の場合は両親が仕事を持っている人)は、在学期間中に得た賃金が課税所得から控除される。控除額の上限は最低賃金3か月分であり、学校の休暇期間だけでなく授業期間の賃金も対象になったのは2007年からである。

この他、フランスにおける子育て世帯に対する税制上の優遇制度としては、家族手当が、20歳未満の子どもが2人以上いる世帯を対象に支給されている⁴³。月次支給額は第2子が125.78ユーロ、第3子は161.16ユーロ、第4子以降は161.17ユーロである。さらに子どもが一定の年齢に達すると加算される。所得制限はなく、第1子には支給されない。この他に、所得制限はあるが第1子から支給される家族給付⁴⁴や、所得制限がある第3子から適用される家族補足手当などがある。

⁴² Cedefop (2009) による。なおフランスでも、給付奨学金や各種ローン等の学生援助制度はあるが、ここでは税制優遇措置に議論を絞った。

⁴³ 野辺 (2011) による。

⁴⁴ 3歳未満の子どもの養育者に月額180.62ユーロ支給される基本手当、6-18歳の子の養育者に年一回支給される新学期手当などがある。

．ドイツ

ドイツもフランスと同様に、教育のための資産形成や資産移転を促すような税制上の優遇制度は導入されていない。その背景には、高等教育費が比較的安価であることが考えられることから、以下では、高等教育に係る費用の現状と、高等教育／職業訓練に係る税制優遇制度について紹介する。

１．高等教育に係る費用

ドイツの高等教育進学に必要な費用の概算は、図表 30 の通りである。教育を受けるために必要な経費を合わせても、教育費自体は 400～900 ユーロと、フランスよりも更に安価になっている。ドイツの高等教育機関においては公立校が 8 割超を占めている。ドイツでは高等教育財政は各州の所轄事項であるものの、連邦政府の「高等教育大綱法」により、各州が大学で授業料を徴収することが実質的に抑止されてきた。その規定が 2005 年に廃止されたことから、2007 年から授業料を導入する州が増えたが、その後再び授業料徴収の廃止を決定する州が増え、残りの州においても授業料を継続するか再び議論されている。

図表 30 ドイツの高等教育費用

ドイツの高等教育費用(2007-2008(10ヶ月))

		公立 (低)	公立 (中)	公立 (高)
教育費	授業料	€0	€500	€500
	その他手数料	€100	€100	€100
	教科書等 その他の教育費	€300	€300	€300
	教育費計	€400	€900	€900
生活費	家賃	€0	€2,000	€2,900
	食費	€540	€1,100	€1,540
	交通費	€710	€710	€720
	その他の個人的な経費 (健康保険含む)	€2,100	€2,100	€2,100
	生活費計	€3,350	€5,910	€7,260
合計		€3,750	€6,810	€8,160

(出所) The International Comparative Higher Education and Finance Project, “Higher Education Finance and Cost-Sharing in Germany” より野村資本市場研究所作成

2. 高等教育 / 職業訓練に係る税制優遇制度

高等教育や職業訓練費用に関する税制上の施策としては、税額控除が中心となっている⁴⁵。

1) 業務関連費用としての教育 / 訓練費用の課税所得からの控除

現在の職業または将来の職業変更のための教育 / 訓練が対象。教育 / 訓練に参加する雇用者は、授業料、交通費、入学金、宿泊代、関連書籍代等の合計額が920ユーロを超えると、業務関連費用として課税所得から控除できる。

2) 特別費用としての教育 / 訓練費用の課税所得からの控除

公的機関から認定された基礎的な職業教育 / 訓練が対象。課税所得があって教育 / 訓練活動に参加している人は、授業料、訓練費、試験費用、交通費と宿泊代、教科書代、教育ローン金利を、課税所得から特別費用として控除できる。上限は年間4000ユーロ。

3) 私立校に通う子の授業料の課税所得からの控除

中等・高等教育が対象。ドイツまたは欧州経済圏にある、特定の認可された私立の中等・高等教育機関に子供を通わせている納税者は、それらの教育機関の授業料の30%を課税所得から特別費用として控除できる。控除上限額は年間5000ユーロ。

この他、ドイツにおける子育て世帯に対する税制上の優遇制度としては、児童手当と児童控除がある⁴⁶。児童手当については、子の誕生時から18歳まで(学生の場合は25歳まで)毎月一定額(第1子・第2子は184ユーロ、第3子は190ユーロ、第4子以降は215ユーロ)が支給される。児童控除については、片親の場合は3504ユーロ、両親の場合は7008ユーロの所得控除が認められる。子が18歳以上でフルタイムの教育を受けており下宿している場合には教育控除として924ユーロ加算、片親世帯は特別控除として1308ユーロ加算される。納税者は児童手当と児童控除のどちらか有利な方が適用され、高所得者ほど児童控除の方が有利になり、逆に低所得者ほど児童手当の方が有利となる。

⁴⁵ Cedefop (2009) による。なおドイツでも、給付奨学金や各種ローン等の学生援助制度はあるが、ここでは税制優遇措置に議論を絞った。

⁴⁶ FiBS (Forschungsinstitut für Bildungs- und Sozialökonomie) Director の Dr. Dieter Dohmen からの回答に基づく。同氏によると、ドイツでは教育資金目的の税制優遇が付された貯蓄プランは現在導入されていないが、議論されたことはあったとのことである。

・終わりに

本稿で見てきた通り、大学授業料が高く家計負担も重い国々では、家計での教育費負担を軽減させるための施策により、教育資金形成・移転を支援している。米国では、大学授業料が高騰する中で、幅広い家計における教育資金形成・移転を支援するため、529プランの制度整備と普及が進んでいる。背景には、教育ローン残高が増加しクレジットカードローン残高を超え1兆ドルを上回る中で、将来必要となる大学教育資金を予め備えておく必要性が、近年一層重視されているという事情もある。英国では、大学授業料の制度が改革され大幅に引上げられる中で、政府給付金を支給するCTFを廃止する代わりにジュニアISAを導入、拠出限度額を引き上げることで、家計自身の努力を求め支援するようになっていく。カナダでは、大学授業料や家計負担で見ると両国の後を追う位置にいるが、同様の制度を早くに導入し、多くの家計にとって使い勝手の良い制度にするための工夫が重ねられてきた経緯がある。また、大学授業料が安く家計負担が低いフランスやドイツでも、教育の対象を子どもだけでなく社会人も含めて捉えており、人材育成を広くサポートする施策を導入している。

近年、先進国で共通する大きな潮流として、高齢化や財政負担増などを背景に、年金をはじめとする社会保障制度に関わる様々な分野で、家計の自助努力が求められるようになっていく。議論を「教育」分野に絞ると、大学への補助金削減や大学運営コスト増を背景に、大学授業料の引き上げが続いており、それに伴い家計側での負担が一層重くなっている。政府財政に余裕がなく教育支出を大幅に増やせない中では、現実的な政策は、教育分野においても、家計自身の努力を支援する政策であろう。

わが国は、米英同様に大学授業料が高く家計負担も重い国であるが、家計の大学教育資金形成・移転を支援する恒久的な制度は導入されていない。しかし、20~40歳代の貯蓄目的として「こどもの教育資金」が筆頭に挙げられていることや(図表31)家計資産の6割が60歳以上に偏在しているわが国では、教育のための資金形成・移転を支援する制度の恩恵を、幅広い家計で享受できると考えられる。

人口が減少するわが国において、中長期的な成長戦略を考える上で「人材育成」は外せない要素であるが、そのための費用をいかに手当していくのかについても、議論を重ねていく必要があるのではないだろうか。人材を巡る競争は今やグローバルレベルで行われる時代になっており、教育を巡る問題は最早、国内事情に目を向けるだけでは不十分であることを踏まえた議論が求められるようになっていく。海外ではそのための制度整備が着実に進められており、わが国でもこのような海外の動きに目配りが必要な時期を迎えているのではないだろうか。

図表 31 世代別の貯蓄目的

(%)

		病気や不 時の災害 への備え	こどもの教 育資金	こどもの結 婚資金	住宅の取 得または増 改築などの 資金	老後の生 活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行、レ ジャーの資 金	納税資金	遺産として 子孫に残す	とくに目的 はないが、 金融資産を 保有してい れば安心	その他
世 帯 主 の 年 令 別	20歳代	51.4	62.9	2.9	40.0	28.6	14.3	27.1	1.4	2.9	18.6	2.9
	30歳代	55.7	66.5	4.0	28.1	32.4	17.6	19.0	4.0	2.3	24.4	3.7
	40歳代	58.4	64.7	5.3	12.2	51.3	17.9	10.1	3.4	3.6	20.8	4.2
	50歳代	65.6	31.2	11.6	14.4	67.3	14.9	12.1	4.8	4.5	18.8	4.6
	60歳代	74.1	2.8	7.8	12.7	82.7	13.9	16.2	8.1	5.4	23.4	2.9
	70歳以上	76.4	2.3	2.5	11.0	74.1	8.8	10.3	7.1	11.1	24.9	6.1

(注) 貯蓄を有する二人以上世帯への調査結果であり、3つまでの複数回答。各世代で回答が最も多かったものにシャドウを付けている。

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(平成24年)」より野村資本市場研究所作成

【参考文献】

- Donnelly, Maureen, Robert Welch and Allister Young (1999) “Registered Education Savings Plans: A Tax Incentive Response to Higher Education Access” Canadian Tax Journal (1999), Vol.47, No.1
- Hurley, Joseph (2011) “The Best Way to save for College: a complete guide to 529 plans,” JFH Innovative LLC
- Kempson, Elaine, Andrea Finney and Sara Davies(2011)“The Child Trust Fund Findings From The Wave 2 Evaluation,” HM Revenue and Customs Research Report 143, 2011
- Maag, Elaine, and Katie Fitzpatrick (2004) “Federal Financial Aid for Higher Education Programs and Prospects,” The Urban Institute
- OECD (2009) “Higher Education to 2030 Volume 2”
- The European Center for the Development of Vocational Training (Cedefop) (2009) “Using tax incentives to promote education and training”
- 宮本佐知子
(2012) 「残高 1 兆ドルを超えた米国教育ローン市場の課題と示唆」野村資本市場クォータリー-2012 年秋号 (WEB 版)
(2012) 「米国 529 プラン拡大の背景と教育資金税制優遇の意義」野村資本市場クォータリー-2012 年夏号
(2011) 「拠出限度額を引き上げて導入される英国ジュニア ISA」野村資本市場クォータリー-2011 年秋号
(2011) 「英国で導入されるジュニア ISA - チャイルド・トラスト・ファンドに替わる子供向け資産形成スキーム - 」野村資本市場クォータリー-2011 年春号
(2010) 「教育のための連邦税制優遇制度」、東京大学『高等教育段階における学生への経済的支援の在り方に関する調査研究報告書』(文部科学省平成 21 年度先導的の大学改革推進委託事業報告書)
- 野辺英俊 (2011) 「子育て世帯に対する手当と税制上の措置 諸外国との比較 」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 704

【ホームページ】

American Funds

“CollegeAmerica Program Description”

https://www.americanfunds.com/pdf/cagebr-001_529pd.pdf

“Investing in their future” https://www.americanfunds.com/pdf/cagebr-002_529sp_w.pdf

Canada Revenue Agency

<http://www.cra-arc.gc.ca/tx/ndvdl/tpcs/resp-reee/cesp-pcee/csg-eng.html>

CollegeBoard

“Trends in College Pricing 2012” <http://trends.collegeboard.org/college-pricing>

College Savings Plans Network(CSPN)

“529 Plan Data” <http://www.collegesavings.org/includes/pdfs/June%202012.pdf>

“529 Report” <http://www.collegesavings.org/viewrepository.aspx?categoryID=11#>

FINRA

“Smart Saving for College- Better Buy Degrees”

<http://www.finra.org/web/groups/investors/@inv/@smart/@college/documents/investors/p124094.pdf>

HM Revenue & Customs

“Individual Savings Account (ISA) Statistics” September 2012

<http://www.hmrc.gov.uk/statistics/isas/statistics.pdf>

“Child Trust Fund Statistical Report”

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110110150012/http://hmrc.gov.uk/ctf/stats.htm>

Human Resources and Skills Development Canada

“Canada Education Savings Program - Annual Statistical Review 2011”

http://www.hrsdc.gc.ca/eng/learning/education_savings/publications_resources/promoter/tools/asr2011/asr2011_english.pdf

ICI “2012 Investment Company Fact Book” http://www.ici.org/pdf/2012_factbook.pdf

Internal Revenue Service

“Tax Benefits for Education-For use in preparing 2011 Returns”

<http://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p970.pdf>

OECD “Education at a Glance 2012” http://www.oecd.org/edu/EAG%202012_e-book_EN_200912.pdf

Savingforcollege.com <http://www.savingforcollege.com/>

The CollegeBoard “Trends in Student Aid 2012”

<http://trends.collegeboard.org/sites/default/files/student-aid-2012-full-report.pdf>

The International Comparative Higher Education and Finance Project

“Higher Education Finance and Cost-Sharing in Germany”

http://gse.buffalo.edu/org/inthigheredfinance/files/Country_Profiles/Europe/Germany.pdf

“Higher Education Finance and Cost-Sharing in France”

http://gse.buffalo.edu/org/inthigheredfinance/files/Country_Profiles/Europe/France.pdf